

監獄雜誌

第八卷第九号

目録

- 論 說 (一頁)
 - 監獄局に希望一束
- 海外通信 (五頁)
 - 講話 (八頁)
 - 獄制論一斑(第三回) 小河滋次郎
- 教 誨 (十四頁)
 - 理想的教師 留岡幸助
- 出獄人保護 (十八頁)
 - 四十歳に及で始て己の名を辨す 天福堂主人
- 雜 錄 (二十頁)
 - 監獄事務官を改正條約實施準備委員に加へられん事を望む
 - 拓殖省の廢止北海道集治監の管轄權に就て
- 問 答 (二十二頁)
 - 第二十三項(囚人土木工業使用の件)外六件
- 報 告 (二十六頁)
 - 北海道集治監の管轄權舊に就て
 - 監獄局の發動如何
 - 小河監獄事務官の榮轉
 - 小河監獄事務官の出張
 - 懲治人質警の件其筋の通譯
 - 看守給與品貸與品規則の解釋
 - 同規則改正の希望なり云ふ
 - 看守採用規則の改正
 - 改正看守採用規則中の誤謬訂正に就て
 - 八木山梨監獄の依願免官
 - 典獄の缺員は如何
- 獄事談叢 (三十二頁)
 - 接見室の構造
 - 携帶乳兒に就き
 - 懷胎の婦女に就て
 - 服飾と炊事
 - 女監の參觀に就て
 - 女囚の檢身に就て
 - 中央監獄の設置に就て
 - 司獄官の服裝に就て
 - 監獄内の書籍室に就て
 - 病囚の食物に就て
 - 假死者の注意及假死者に關する事例
 - 我樂苦多函
 - 訪問寸話
 - 幼夢
- 寄 書 數 件

警察監獄學會發兌

岳洋小河滋次郎先生序
英國多羅句先生原著
霽月松尾音次郎先生譯

菊版大本五百頁
洋裝製本金八拾錢
假綴金七拾三錢

○刑罰及犯罪豫防論

附 出獄人保護論

全 壹 冊

社會問題の今や世人の最注目となり就中刑罰及犯罪豫防問題の最緊急の要物となり大赦裁判令執行の結果として一層世人の注目する處となり出獄人保護事業の各地志士の設計企畫あるに至れり此種事業の参考書と爲すべく極て急なり時に本書の英蘭斯道の學者として又斯道の改良論者として英名萬國に雄飛する多羅句氏の近著にして實に志士の要求を満足せしむる参考益書たり然れども本篇頗る鴻卷なりを以て適宜抄録摘譯したるものを見るの外なく予輩大に感むるに當て五百部を限り印刷に附し若千冊を以て諸君の清書に應せんことを欲す乞ふ至急に御申込あらんとす

一 前金御送附の順に送本すべし郵税の三冊以上一冊金拾二錢假綴の分金拾錢なり

一 官署員方より御申込に及ばず三冊以上の通運便により低廉運賃を以て發送すべし

一 三冊以上にして御署員方の御申込によるもの三ヶ月に割合御拂込あるも苦しからず

一 爲換の總て原胤昭宛にて東京一ツ橋通郵便受取所へ御拂込ありたし

一 通運便に附せらるゝとき其持込賃を添へ郵券代用の割を増すべし

東京神田區 出版元
南神保町八番地

原 胤 昭

大 賣 捌

京橋區出雲町一番地
神田區一ツ橋通町七番

警 醒 社 書 房
有 斐 閣 書 房

◎豫約出版廣告

警察監獄學會編纂

監獄英語必携

全

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名籍を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及内外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閱を経たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり該書は目下印刷に附したるを以製本を見る又近きに在り乞ふ司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み内地難居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんとを期せられんと切望に堪へず(裏面目錄參照)

●豫約法

一 豫約減價一部前金三拾錢

一 五拾部以上一括御送本の個所は代金二ヶ月賦同百部以上は三ヶ月賦同二百部以上は四ヶ月賦として御拂込あるも妨なし

一 代金は郵便(銀行)爲換又は通運便

(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本のの上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

一 豫約申込期限は本年九月三十日とし御申込順次を以送本すべし但期限後は定價に復す

警察監獄學會 出版部

明治三十年九月

第一篇 英語入門
 發音其他英語學一般ノ規定
 第二篇 刑事被告人ニ關スル事項
 刑事被告人ノ名簿ヲ取ル場合ノ對話
 領置係トノ對話
 入監ノ際看守トノ對話
 書信認メノ場合ノ對話
 檢身ノ場合ノ對話
 上訴ニ就テノ對話
 辯護人撰定ニ就テノ對話
 辯護人トノ對話
 監內揭示條目
 在監人心得
 第三篇 作業其ノ他ニ關スル事項
 已決編入ノ際典獄ノ訓示事項
 已決編入ノ際看守トノ對話
 機工擔當看守トノ對話
 裁縫ニ就テ授業手トノ對話
 機工ノ作業督勵ニ就テノ對話
 炊事擔當看守トノ對話
 木工擔當看守トノ對話
 鋸工擔當看守トノ對話
 掃除擔當看守トノ對話
 耕作擔當看守トノ對話
 春搗擔當看守トノ對話
 箱編登工擔當看守トノ對話
 臨時診察ニ就テ夜勤看守トノ對話
 滿期放免ノ際典獄ノ訓示事項

再審ノ訴ヲ爲スニ就テ看守トノ對話
書信讀聞カセニ就テノ看守トノ對話
執工擔當看守トノ對話
第四篇 醫師教誨師及獄則違犯ニ關スル事項
遺傳病ノ有無ニ就テ監獄醫トノ對話
胃病患者ト醫師トノ對話
感冒患者ト醫師トノ對話
肺結核患者ト醫師トノ對話
懲罰囚ニ對スル醫師ノ訊問
負傷囚ニ對スル醫師ノ對話
精神病者ト醫師トノ對話
精神病者ト醫師トノ對話
賭博囚ト教師トノ對話
毆打囚ト教師トノ對話
竊盜囚ト教師トノ對話
竊盜囚ト教師トノ對話
強盜囚ト教師トノ對話
先刑囚ト教師トノ對話
解刑囚ト看守長トノ對話
毆打囚ト事實取調ニ就テノ對話
物品包藏ノ事實取調ニ就テノ對話
起居動止ニ關スル犯則事項
服裝ニ關スル犯則事項
監房犯則ニ關スル事項
工場犯則ニ關スル事項
食事ノ場合ノ犯則事項
浴場ニ於ケル犯則事項
貨物ニ就テノ犯則事項
第五篇 監獄要語いろは字引

(目錄終)

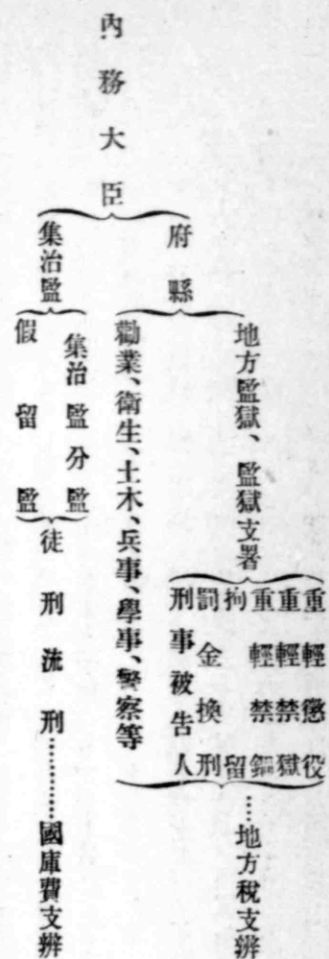
監獄雜誌第八卷第九號

論 說

●監獄局に希望一柬

監獄の最上監督官廳たる内務省監獄局の本年八月勅令第二百五十三號を以て設置せられたるより、余輩の前號誌上に於て之を祝し且將來此監獄局に待つある希望を略述したり、而して同時に專任監獄事務官を置き監獄局に屬し監獄の事務を掌らしむこととなり、此名譽ある監獄事務官の我國斯學の泰斗と頌揚せらるゝ小河滋次郎氏に依て襲はれたるの同人社會の均しく氏の榮任を祝し其人を得たるを賀するに吝ならざるべきを信ず、監獄局の設置、監獄事務官の就職の洵に斯社會の慶事たるに相違なし、只是より予輩の漸次監獄改良實績の事實に顯はれんことを期待せんのみ、左れば新設監獄局の運動、小河監獄事務の手腕の劈頭に於て果して何れに向て推揮せらるべきやの素より予輩の窺ひ知る所にあらずと雖も監獄改良着手の第一着歩の蓋し左の數項の範圍を出でざるべきを信ず

○第一 府縣監獄費を國庫支辨に復し同時に府縣監獄をして内務省に直轄せしむるにあり
現制度に依れば全國監獄の最高監督權の今回拓殖務省廢止の結果として内務省に集中せられたりと雖も、監獄の種類に依り甲の内務省に直轄せしむるに、乙の各府縣知事をして第一次に之を監督せしめ其第二次に内務大臣に於て監督することとなれり、試みに之を圖解すれば左表の如し



均しく是れ國法に依り處斷せられたるものにして其監督權の二なるに殆んど他に何等の理由あるにあらずして要するに明治十四年布告第四十三號を以て政府の財政整理の爲め一時府縣監獄費をして地方稅支辨に移されたる結果、今日に至る迄依然地方の負擔に屬せしむるに要するに其監督權を府縣知事に歸屬せしむる所以の理由に外ならざるが如し、然り而して府縣監獄費の地方稅支辨に屬せしむるに素より其正徑を得たるものに非ざるに勿論、早晚之を國庫の負擔に復せしむるの必要あるに識者既に論じ盡して餘蘊なし何ぞ予輩の喟々を須むんや、加之ならず予輩をして忌憚なく之を云はしめば地方官の各其監獄を監督するや殆んど……其監督の普及周到を缺く

所以の原因にあらざるになし最も從來と雖も内務大臣の時々監獄巡閱官を派し府縣監獄を監督せしめられつゝありと雖も此巡閱のみを以て未だ決して足れりと云ふべからざるが如し、論者或の曰く現今各府縣知事に於て直接監督せる尙其上に内務大臣に於て隨時監督せしめてすら尙其周到を缺くの虞れありと云ふに

若し之を内務大臣に於て直轄するにせんか如何にして能く緻密なる監督を爲し得んやと、然れども是れ實に杞憂に過ぎず予輩は只信ず府縣監獄費の全部をして果して國庫支辨の舊に復せらるゝ曉きに至らば予輩説あり他日機を得て本法に卑見を開陳する期あるべしと信ず、以上要約すれば今回監獄局の新置の府縣監獄費を國庫に復し内務省直接監督の下に置くにあらざれば全局の監獄改良の得て庶幾すべからざるのみならず監獄局の遂に元警保局の一課たるの結果に終らんのみ當局者果して如何なる成算ある敢て期待す、

○第二 監獄建築方針を確立するにあり

予輩は曾て識者に聞くあり、完全なる監獄の改良を成就せしめんと欲せば監獄の建築を完美ならしむるにあらざれば改良の彼岸に達すべからざるなりと、而して現今我國監獄の構造如何と云ふに概して皆構造不完全にして能く監獄改良條件を満たしたりと云ふもの殆んど絶無なるが如し、故を以て頻年各地方に於ても等しく其必要を認めたるが如く地方費負擔の堪へ難きに堪へ他の事業費即ち土木、勸業、教育費等の忍ぶべからざるに之を忍び巨万の地方稅を支出し監獄の改築新營に投せんことを計畫せる地方決して尠なきにあらざるが如し、其他既に改築落成を告げたる監獄の果して如何と云ふに是れ亦た文明的の監獄たるに愧ぢざるもの幾何ある當局専門の士に聞くに是れ亦た遺憾ながら構造其他に不完全なるもの比々として皆然りと、予輩は以上識者の言を聞き茫然自失轉々慨嘆の至りに堪へざるものあり、而して其今後に於て計畫起工せんと欲する地方の姑らく措き、其既に竣功を告げる新築の監獄にして苟も文明流の構造にあらずとせんか、其責果して誰に歸すべきや其工事を監督したる當局有司素より其罪過があるべからずと雖も監獄建築の即ち建築學中の専門に屬すると云ふべきにも拘はらず其建築構造の標準とも云ふべき一定の内規すら之れなきに即ち今日此累を遺したる所以の原因にして其筋に於ても曾て監獄の建築施工に先だち設計書

建築界圖等を提出し認可を請はしむることゝなれるにも拘はらず既に其構造上の設計に於て認可を経たる竣工後の監獄構造に右の如き不完全なる監獄ありとせんか其責は………にありと云ふも予輩の其辭なきに苦まざるを得ざるものありと信ず、然りと雖も既往の及はず只今後に施設せらるべき監獄建築標準の如何なる構造に準據すべきやを、完全なる方針を一定確立せしめ全國一般に表示せられんこと新置の監獄局に期待すべき第二と爲す

○第三 外國人拘禁後の處遇法に就て

外國人拘禁制度に關する問題の近時監獄當局者の口頭に上る所にして政府亦た此問題に就き種々の調査を爲し改正條約實施準備委員會へ提出せられんとの議あり他日噬臍の悔なからしむるの予輩の信じて疑はざる所なりと雖も新設監獄局の自ら之れが主働者となり詳密なる調査を遂げらるること予輩の同局に期待すべき第三とす

○第四 監獄法令の改正増補に就て

現行監獄則及同付屬法令の他日完全なる監獄改良の指針として………箇條渺なきにあらざるの同人社會の等しく認むる所なるが如し、而して從來屢々改正の議を聞きしも未だ其運に至らざるの要するに監獄局の設置を待ちつゝありしならん、元來法令素と死物なりと雖も吾人の死活皆準則を茲に採らざるべからざるのみならず、法として存する以上の如何なる不幸不便も之に忍はざるべからず既に法令にして改正増補を要する箇條ありとせんか新置の監獄局の當然提案の主働者たらざるべからず是れ予輩の監獄局に期待する第四とす

○第五 監獄當局者の任用に就て

從來監獄事務の世人の爲め甚だ賤視せらるゝの傾きあり、到底他の警察事務等との比肩すべきにあらざりしなり、而して監獄當局者亦た自ら之に甘んずるが如き傾向なき能はず然れども是れ即ち監獄當局者の謙讓の美德に出てしとせば予輩の之を頌すと雖も從來の實檢の社會の人士並に當局者共に監獄官吏を輕視せしに相異なし、故に従て其人を得るに易からず、人物の得易からざる亦其事務の舉らざる原因にして云はく監獄官吏の一般官吏中の優勝劣敗の原理に支配せられつゝありしものと云ふべし、然れども今や監獄行政の膨脹の進路を取るの時に際す、而して此局に當り之を敏活に運用するに監獄當局者たる機關士に依頼せざるべからざるなり監獄官吏の任用夫れ豈に輕しとせんや是れ即ち監獄局に待つゐるの第五なり以上の只予輩が新置の監獄局に希望の要點に過ぎずして當局の意果して何れに存するや素より之を知るに由なしと雖も同人社會亦た少くとも予輩と其希望を同ふせらるゝことならんと信ず、監獄局監獄事務官の任務や重く、責任や大なりと云ふべし、敢て卑見を草す

海外通信

本項の北米合衆國紐育州監獄制度の進歩に就き同州監獄協會通信書記W氏より清浦司法大臣に送り越されしものにして不定期期の實況に付詳悉するに足るものあり同氏の許可を経て本欄に物しぬ讀者諒せよ

編者記す

爾啓閣下益々御健勝奉慶賀候目下合衆國殊に紐育州内監獄制度上進歩の狀況左に御報道申上候最も驚くべき進歩の各州中近來追々不定期期判決法を採用するもの増加したる儀に有之候我紐育州に於て

も之を採用せし近年の事にして千八百七十七年始めて「エルミラ」に州立監獄を創設し不定刑期主義に依りて獄制及獄規を作る可き法律を制定し右不定刑期の法律に於て其れ々々指定したる犯罪に應じて定めたる最長期の制限に従ふものとなせり此不定刑期判決法の十有五年以上も實地に試験したる後良結果を得たるにより遂に紐育州の一般法に於て之を許すこととなしたり然れども尙ほ未だ大に行われざる主として古來司法習慣の情力に由るものにして又歴代の先例と舊弊とが相待て之を妨ぐるに由るものに御座候唯其れ廉直公明の士の目を以て之を見れば近來輿論の趨勢益々廣く不定刑期判決法を採用せんとするの方向に向ひ居候

當今紐育州「エルミラ」「マツサツチュセツト」州「コンコルド」「ペンシルベニア」州「ハンチントン」「ミチソータ」州「シント、クラウド」「イリノイス」州「ボンチヤク」「オハイオ」州「マンスフヒールド」及「インシアナ」州「セファルソンビル」等に男囚感化院有之候是等の感化院其他「コンチタカツト」州「ニューセルセイ」州及「ウヰズカツズン」州に於て既に法律を以て設立を許されたる感化院の孰れも皆な不定刑期判決法に應したるものにして不定刑期判決法の紐育「オハイオ」及「イリノイス」三州に於て一般法として是認し採用するに至れり吾人の不定刑期判決法の監獄制度及處刑法に關する多數の問題を解釋する唯一の良法なるべしと從來久しく思料仕居候

輓近採用の紐育州改正新憲法第二十九節の施行に付て紐育州の監獄管理員等一同大に困却を極め候右第二十九節に曰く

第二十九節 立法院の法律を以て州内の集治監、改悛院、監獄及感化院に在る囚徒の職業及使役を規定すべし右集治監、改悛院、監獄及感化院に在る囚徒の千八百九十七年一月一日より其刑の執行中の一個人た

ると組合又は會社たるとを論せず之に雇われ如何なる工業又は職業にも就くことを得ず又其依頼を受くることを得ず此規定の立法院に於て紐育州若くは其州内の一政治區の爲め又紐育州若くは其州内の政治區の所有若くは管轄に係り其管理する所の公立署館の爲めに囚徒を使役し其勞働より生ずるものを處分することを許すべき規程を設くることを妨ぐるものと解釋すべからず

抑も此改正の公立署館の爲めの外一切囚徒の生産的勞働を禁ずるものにして公立署館の爲めになす所の勞働の僅かに囚徒勞働の三分一に過ぎず又此改正の他の州立郡立感化院等に就ても其入院者の衣食は是迄監獄署より供給するを得たるものも凡て之を他より購買すべきを命ずるものにして右感化院等の構成及規律に抵觸する所あり是迄癡狂院救助院工場及幼年感化院に於て入院者の需要品多く入院者自ら之を製作したりしに今や法律の爲め入院者の閑暇となれり元來此方策の勞働激昂者中の惡漢の案出したるものにして其立法院を通過したる政治上の掛引に由りたるものに御座候是に於て乎監獄管理員等此難を救へんと欲し智計を運くらし遂に職業學校を立て語學音樂其他普通學を教授するの制を設け候處大に好成績を得殊に「シンシン」監獄に於て其効驗著大なるものあり頃日拙者同監巡視候處囚徒五十人一級を成し造家設計製圖及彫刻の受業中にて有之候追々高等の職人と其技の功拙を爭ふ程のものを製作するに至る可く存候兎に角く改正憲法の紐育州の頭上に莫大の經費を負擔せしむるものなれば遂に再び改正せらるるに至る可く確信仕候

當監獄協會の本年度に於て大に其藏書を増加致候仍は貴國の監獄又刑事に關する新刊書類の御報告に與り度又貴國の處刑法に付き變更せられたる所有之候得者孰れも御報道被下度又死刑に對する貴國の態度其他貴國の犯罪人と全國人口との比例に關する統計表等御送付被下度右切望仕候右の外前記諸問題に關し貴

國中央政府又ハ地方政廳其他當協會と同種の協會に於て發兌せられる報告書の類有之候得者は亦當協會の爲めに御貰受け御惠賜被下度奉懇願候當協會に於ても時々協會の報告書御送付可申上候仍ハ貴國の各公立圖書館に御配付相成度御尊慮も有之候得者當協會の同一書類に付數十部の御贈呈敢て辭せず喜て御尊慮に可應候此段得貴意候敬具

千八百九十七年七月三日

紐育監獄協會

通信書記ダブルユ、エム、エストラウンド

日本東京

司法大臣清浦奎吾君閣下

講話

● 獄制論 一班 (第三回)

小河 滋次郎 述

築 轍 速記

再犯防遏の方法に付きまして、前にも申した通り、あちらでも非常に研究、苦心して居る所であり、また、少年感化事業、免囚保護事業など、最も其效力のあるものとして、一般に認められて居つて、從て此點に付いて、益々其完備を圖るといふことに、一般の氣運が向いて居ります、又一策として、前

に申しましたる如く、犯罪人の中に、到底改心の見込のない、矯正することの出来ない、先天的、アンチリアル、即ち社會と共存することの出来ないといふ種類の者があるといふことを認定いたしまして……此事ハ我々監獄改良家として口にするこの甚だ遺憾なことであり、此種類の者ハ、犯罪の輕重に因らず、即ち人間に重きを置きまして、長期刑又ハ無期刑を科しまして、永久監獄に拘禁して置きまするか、又ハ社會外に放逐して置くのを可とするといふ議論でありまして、此事ハ各國の刑法に於きましても、次第に其實行を見るの傾きがあります、それで再犯に對して、大に其刑を加重するといふこと、今日にも到る處に既に實行せられて居るのであります、佛蘭西でハルレガーションといふ法律に依りまして、犯數の重なる者ハ、之を遠隔したる殖民地に永久流罪するといふことになつて居ります、トランスボルターション即ち流刑といふこと、曾て歐洲に於きまして、各國盛んに行つたものであります、其後其成績の良くなかつたが爲めに、又學者や實務家が其制度を批難いたしたるが爲めに、現にストックホルムで開きました、第二回監獄會議に於きまして、全く之を否決するに至つた程であつて、英吉利を始め他の諸國に於きましても、總て之を廢止するに至つたことでありましたが、近頃又此流刑論が再熱致して参りました、再犯防遏策として、適當の方法を以て之を執行することハ得策であるといふ考からして、學者などの間に於て、頻に之を唱へる者があるやうに爲りました、我邦に於きましても目下大に此問題を研究する必要があるであらうと考へます、若し理論の如くに實效を奏することが出来たならば、所謂廢物利用で、此社會に適することの出来ない、不良なる危險の人間を未開の島地に於て開墾をさせる、或ハ殖民をさせる、乃ち一舉兩得の名策であつて、殊に今日我内地の監獄改良を圖らうとする場合に於きまして、多數の社會と共存することの出来ない、危險の囚徒を未墾地の臺灣にでも放

遂ることが出来たならば、非常に便宜を得ることでありませう、併し此問題の最も研究を悉さなければなりませんと考へます、

又先天的若くは習慣的犯罪人であつて、到底改良の望のないといふことが確められました以上、此種の者に對して、或は分房に置くとか、若くは之に對して教誨を施すとか、其他普通の者に對するが如き、種々其感化上の扱ひをするといふことの無益でありまして、所謂勞して功のない話でありますから、此の如き種類の者に對しましては、唯嚴重なる規律の下に服役、勞働せしめて適當に其健康を保たしむるといふことを力めて、其方で省けた所の力を以て、他の種類の囚徒、即ち習慣犯であつても、其習慣の未だ甚しからざる者、即ち改良の望のある者、殊に未だ年囚の如きものに、全力を注ぐことにしなければなりません、

それから第三に來る所のもの、情慾的犯罪人、とも申すべき者であります、此種類のもの、精神及び身體の發育も健全であつて、且つ普通の理解力もある者であります、唯神經が過敏である、或は情慾が非常に盛であるといふが爲めに、時に臨んで殆ど強壓的に發作致して、自ら之に克つことの出来ないといふが爲めに犯罪に至るものであります、即ち憤怒の餘り、或は嫉妬に堪へず、愛情若くは名譽心の盛なるが爲めに、人を傷くる其他亂暴を働くといふやうなものが、即ち此種類の犯罪人であつて、割合に人命及び身體に對する犯罪が多いので、此種の犯罪人の五割以上は所謂人命犯若くは身體犯であります、而して女の犯罪人に此種類の者が、比較的最も多うございまして、情慾的犯罪人の特徴、犯罪を爲すに方つて、計略を用ふることが少く、或は人の前でも公然行ふといふが如き者もあり、且つ其犯罪の仕方が至つて不手際なのであります、又犯罪をした後に至つて、忽ち悔ゆる、非常に後悔をして、甚しき

それが爲めに自殺するに至る者もある、且つ犯罪の取調を受くるに方りまして、遽に白狀をする、監獄に來てからも直ぐに後悔の情に堪へないといふのが、即ち一つの特徴であります、

最後に來る所のもの、機會的犯罪人と稱する者であつて、是れは或機會、即ち境遇に處して其外物の爲めに犯罪するに至るといふ者であります、即ち所謂貪の盗みといふが如き、貧といふ惡魔に責められて、心なくも犯罪に依つて其口を糊することを求むる、或は多額の金錢を扱ふ所の官吏が、之を費消するに至る、即ち官金費消罪、或は銀行員が其日々扱つて居る所の金員を拐帶する、又は祭典に方つて賭博をする、或は冬の間雪に閉籠められて家内にのみ居る結果として、姦淫罪を犯すに至る、即ち外物の關係に因つて一時の出來心より生ずるものであります、是れは機會さへなければ犯罪に至らない者であります、即ち機會的犯罪人と稱する者であつて、此種のもの、一般の社會に對しては危害を加へることが少い者であります、併し是等の者の、方法其宜しきを得ざる場合に、終に變じて習慣的犯罪に至るの虞れがある者でありまして、最も注意をしなければならぬ、則ち監獄行刑の上に付いても、或は分房に置くとか、若くは専ら教誨を施すとか、將來に於ける保護を盡す等、大に司獄官吏の力を盡さなければならぬ所のものであります、

上來お話を致しました、犯罪人の分類法、刑法革命派とも稱すべき伊太利新學派の、研究に出でましたものであつて、之に付ては多少の異論があるを免れないことであります、併ながら刑事上犯罪人を主格として、犯罪といふ事實を第二とする議論、學派の新古に拘わらず、一般に是認いたして居る所でありまして、其結果は犯罪人の個人といふことに重きを置くことになつて、刑罰を科する點に於て、又刑罰を執行する點に於て、總て個人を目的とするといふことに爲つて参りました、是れは醫學上に於きまして、

醫學の進歩するに従て、病氣の種類が段々増加して参りますが如くに、犯罪の種類も追々増加するに至るといふもの、當然の次第であつて、段々に進んで、詮じ詰めて参りましたなれば、個人々々に付いて千差萬別、各々特種の性質を具へ、詰り十人十色であつて、個々獨立して一種の犯罪を形成するといふことに歸着することにならなければならぬのであります、それ故に着實なる學派の、此傾向を察しまして、單に重きを、概括した犯罪人の分類法に置かず、先づ個人々々を目的として見るといふことに力めて居ります、故に近來歐洲各國に於ける監獄改良の方法といふもの、總て個人に因つて各々それに相當する所の處遇を爲すといふことに力めて居るのであります、分房制の必要であるといふのも、茲に至つても一層益々確めらるゝのであります、各國に於て監獄を建築する場合に於きましても、總て方針を分房といふことに取りまするのも此故であります、個人的處遇といふことの、罪人の性質、身軀、經歷、罪狀、教育、宗教又其身分、其習慣等に因りまして、之に相當する所の待遇を施すといふ次第であつて、此處遇に依つて始めて刑罰の公平、均一といふことが貫徹し得らるゝのであります、皮想の考を以て見ますと、人に依つて其處遇を異にするといふこと却て不公平であるかの如くに思はれますが、若し人を問はず、總て統一に處遇するといふことに爲りましたならば、例へば前に申しましたる習慣、若くは先天的犯罪人といふやうな、監獄を視ること恰も自分の家を視るが如くに、少しも苦痛を感じない所の者も、亦偶發犯であつて一時の間違ひ、或一時の出來心から犯罪に至つて、而も身分のある、教育のある者も、或身軀の壯健な者も、虚弱な人間も、性質の姦惡なる者も、柔順なる者も、同じ扱ひをすることに爲りましたならば、其結果といふもの習慣犯者の監獄に於て非常の幸福を感じ、偶發犯者の餘分の苦痛を感ずるといふことに爲つて、其結果に覺に健康の上に、亦性命の上にも影響するといふことに爲るのを免れないの

でありまする、即ち今日の監獄の如き、一室に五人も八人も、或十人以上、甚しきに至つて五十人、百人といふ多數のものを、一室に雜居せしめて居ることでありまして、勢ひ個人的處遇をすることが出來ないで、其結果といふもの、所謂玉石混淆、惡い種類の者に對して恩恵を與へ、善い種類の者に對して苦痛を與へ、刑罰の均一、公平といふことを保つことが出來ないのであります、

同一の監獄内に於きまして、個人的に種々の扱ひをしなければならぬといふもの、前陳の理由で分明でありまする、況や地方を異にし、風土、人情の同じでない所であつて見ますれば、即ち監獄を異にする以上、自ら亦其監獄に適する各種の扱ひといふものがなければならぬのである、例へば北方の寒氣の強い地方でありましたならば、冬になれば暖爐を用ふとか、南の方であれば監獄を建築する場合にも、成るべく風通しを好くするが爲めに、窓を大きくするとか、或食物でも淡泊な物を擇んでやる、之に反して北方の地で、成るべく濃厚な食物を與ふる、衣服、臥具の如きも其通り、地方に依つて違ひなければならぬといふことになるので、漫に監獄制度の統一々々といふことを唱へて、南北兩極を辿じて、同じ筆法で扱ひうとするもの、抑々今日監獄改良の眞意に違ふ所のことといふなければならぬのであります、それ故に今日監獄則などを改正する場合に方りまして、此邊に付いて深く注意をして、監獄則に制定すること極く大體緊要の事に止めて、内部に於ける實際を扱ふといふことの、地方に依り、又罪人の個人的に依り、相當の取捨斟酌を施すといふことの、餘地を存せしめて置かなければならぬのであります、同じ人種で、同一の國の中に於きまして、此通りでありますれば、況や外國人を拘禁する場合に於きまして、無論其習慣、風俗に適應する所の相當の方法を施すといふことにしなければならぬのであります、内國人に與ふる所の食物を以て之を直ちに外國人に施し、又内國人を拘禁する体裁の監房に外國人を入れ、

衣類の如きも、内外國人をして同一たらしめるといふことの、個人的處遇の主義に戻つて居るものであつて、監獄改良の時代に不相當なことといへなければならぬのであります。歐洲などに於きましても、外國人を所遇する場合に於ては、相當、特別の扱ひが設けられてゐるので、殊にあちらで異教の徒と申して居る、猶太囚徒などに對しては、著しく處遇の方法を異にして居るのであります。(未完)

教 誨

●理想的教誨師

留 岡 幸 助

吾人に理想の大切な航海者に羅針盤の必要なるが如し、國に理想なくんば其國の高尙なる進歩を爲す能はず、人に理想なくんば其人の高尙なる品格を養成する能はず、故に曰く國運の隆盛の高き理想より湧き、君子の品格の理想の結果と云ふざる可らず、然らば即ち教誨師にも又理想なくんばある可らず、之れ余が茲に理想的教誨師を論ずる所以なり、論者多くの監獄教誨の振はざる所以を論じて曰く教誨師の判任待遇を廢したるの其一原因なり或曰く俸給の卑きの其一原因なり、或曰く當局者佛僧のみに教誨を許して他に採用の道を杜絶するの其一原因なりと、論點甚だ一ならずと雖卑見の此と大に異なるものあり、勿論前陳せし數ヶ條の適當なる教誨師を得る能はざる遠因若くは近因たること明なりと雖尙ほ之よりも更に大なる理由あるを如何せん、抑く大なる理由といへば、卑見に據れば監獄教誨の萎靡として振はざるの罪囚感化を天職と信じ、身を之に投ずるものゝ少きに職由せずんばある可らず、何れの事業に係らず、職責を全ふするに二箇の精神よりする

ことあるの吾人の眼光に明かなることならずや、第一種の人自己の職務あるの故を以て其れ丈のことの自ら好むにせよ好まざるにせよ盡さざる可らずとの精神より爲すなり、第二種の人自己が信する所の職務の爲に何時を得るも得ざるも我のこの事を爲さざれば禍なりとの精神より爲すなり、即ち其事業を天職と信するにあり、前者の備はれ人の根性にて其日其時の責を塞がば之を以て満足し敢て身を献じてまでも其職に倒るゝを好まず、蓋し彼の備はれたるが爲なり、後者の然らず其職を天命によりて獲たるものと信じ、斃れて後己むの精神より性命を賭して其ことに當るなり、これ吾人の政治界にも實業界にも教育界にも常にこの二種類の人物を目撃する所以なり、余の監獄界にも又この二種類の人物ありと思ふ、朝に熱心燃ゆるが如く監獄改良を絶叫すと雖夕に其位置を離るゝ時彼の等の口頭に監獄改良なく、彼等の所爲に罪囚勸化なし、嗚呼消へて跡なき淡雪なり、吾人の如此監獄改良家に多を望む能はざるを知る、此に反して監獄改良を生來の嗜好物となし、名譽利達の外に立ちて惇々乎として倦まざるものあるに至りては、彼の眞個に監獄改良の爲に生れたるものと云ふべし、吾人のこの種に屬する獄事家を求むるや切なり、監獄沿革史を繙讀するに生來監獄改良を天職として孜孜不倦まざりしもの男性にてハジョン、ハオルド、女性にてエリサベツ、フライを以て其優大なるものとす、ハオルド一度は足跡を當時の監獄に印するや罪囚彼を活神の如く崇め、フライ一度は足を「ニウゲート」の監獄に容るゝや女囚爲に泣き、司獄官爲に動きしと云ふも敢て怪むに足らざるなり、吾人の監獄改良に於ける過去に屬する理想的人物ハジョン、ハオルド、エリサベツ、フライを以て其優大なるものと信んず、將來に於ける理想的監獄改良家、否理想的教誨師の如何なるものなる乎を講究せんと欲す、理想的教誨師

第一、無慾、元來精神的事業に慾心の介立する筈なし、然れども澆季の世にある慈善事業、精神的事業に慾心の伏在するの吾人の往々見る所なり、余嘗て斯道の畏友某に感化事業の擧につき語りたることあり、某曰く君よ現今の精神界の現象頗る變調なり、須臾く惡少年を改良するに先ち世の所謂慈善家なるものを改良せざる可らずと、言少しく奇激なりと雖多量の眞理其中に含蓄したるに感服したることありき、教誨師になくてならぬ一要素無慾の徳なり、損得の念慮の商賈の胸裡に出没するものにて教誨師に之あるを祝すべき徴候にあらず、無慾の仁者の体なり、火を以て火を救ふの愚者のことなり賢者の然らず、無慾を以て貪慾なる囚人を救ふの賢き教誨師の執るべき法なり、慾を以て慾を救ふ能はず、無慾の墮落の人類を救ふ最大要素の一なり、

第二、同情、人世の秘訣一にして足らずと雖同情の此れその内の一大秘訣なり、同情の精神の惡を征し善を強む、教誨師にして同情の精神なきの嚴冬尙暖爐のなき家屋の如し、罪囚感化にいかる教誨師の寸益なきなり、惡を征し善を強むるの復讐主義の刑罰にあらず、之と反するもの愛敬の活訓たらずんばあらず、世間冷酷にして無情なる今更のことにあらずと雖、監獄の即ち最も冷酷なる場所なり、尖鋭の儒者の心を奪ひ、高壁の強暴の心を掠ぐ、獨り教誨師ありて大に之が欠乏を補ひ以て囚者の心を温和にす、監獄の絶島の如し、この絶島にありて再び社會に還らしむる希望を懷かしむるもの教誨師の同情に依らざる可らず友人鵬洲嘗て一書を送りて濃厚なる同情を洩らす、余直に返書の紙末に附記して曰く

思ふてふ涙の雨の降りしまで

我袖いたくぬれにけるかな

と如何に同情の死せる人心を復活せしむるに力あるかを、殊に在監の人に於て然りとす、

第三、天真爛漫、偽善虚飾の小人の常なり、殊に吾人の罪囚間にこの事の多を見る、以是官吏を欺き、尙能く己を欺くべし、墮落の民に對する態度の凡て之が反對に出でざる可らず、偽善多き人に交るに天真爛漫一點の偽なきを以てせざる可らず、腐敗の腐敗を清むる能はず、虚飾偽善の虚飾偽善を救ふ能はず、偽善に當らんと欲せば須臾く天真爛漫を以てせざる可らず、語に曰く「眞理に背きて力なし」と眞理の金剛石の如く暗き場所を照らす、夜光の珠も又及ぶべけん、罪囚の心の虚偽を以て蔽はれたり、この心を照らすの眞理ならざる可らず、否眞理を實現せしむる天真爛漫たる教誨師ならざる可らず、

第四、囚者の位置に其身を置かざる可らず、語を換へて云々在監者の事情に通曉すること肝要なり、百万の民に君臨する雲の上人も下民の實狀を審するにあざれば以て其民を治む可らず、以是明君賢者の世に出づるや必ず陋巷に姿をやつして民情を探り、病院監獄を訪問して民の疾苦を慰む、以て民を泰山の安にをくべく、以て其德澤を千載に傳ふべし、教誨師たるもの國君と比すべきにあざざるの明かなりと雖下層の民情を審する點に於ての一なり、囚情を知らずして囚者を改良せんとするの空に向て發砲すると同じく其的に中らざるや遠しと云ふべし、於是乎教誨師たるもの囚情を知るの要あり、囚情を知るにその法種々ありと雖尤も大切なるの彼等と直接交るに若かず、彼等が家庭を質し、境遇を尋ね、墮落し來りたる經歷を審かにするに至りて初て能く囚情を知るに至るべし、然而若し公務に餘暇あるとき可成泰西刑學者の書を繕き殊に刑事人類學等を研究するに至らば愈々以て學術的に彼等が心性を知るに至るべし、教誨師たるもの其れ勤ずして可ならんや、左に譯載するもの一千八百十五年即ち斯業の偉人ハオルドの死してより二十四年の後英國「クエーカー」派の運動によりて創設せられたる監獄改良會が未だ監獄教誨の存立せざりし當時教誨師の資格を宣言せしものなり曰く

教誨師の職務たる管に在監者の利害につき深く之を感ずる而已ならず、教誨師の誠實熱心なる働に在監者の幸福を企圖するに外ならざることを確知せしめざる可らず、在監者と交際するに冷淡なる職務的儀式によらず在監者の一大朋友たる心情を以て之に臨まざる可らず、教誨師たるもの、在監者の欠乏を充たし何事に限らず常に注意し新鮮なる希望の在監者の心理に旺盛するやう勤めざる可らず、之れ即ち罪惡に沈淪せる在監者の心を得る一大秘訣なり、(ワインス監獄學二十葉)

と讀者諸君余のこの拙文を理想的教誨師と名けて重に吾人の望む教誨師の如斯ならざる可らずとの趣意にてもせしと雖以上列舉せし諸要素の管に教誨師のみならず司獄官たるものにも又大に適切なるを信んず一片の拙文斯道の一補益たらば余が望足れりと云ふべし、

(完)

出獄人保護

記者の懇望にて予が家庭に現れたる保護事蹟の一二を折々の本欄の裡草にせられんとのとによ

天福堂主人

●四十歳に及で始めて己の名を辨す

人、誰か自己の姓名を知らざるものあらんや、三才の兒尙自己の名を知れり、然るに爰に可笑しくも亦

感すべき一事あり、或日被保護者の某、用達の途より歸り來り予夫妻の前に蹲まり満顔を亦らめ前頭をかきなでつ語り出ける、此んな馬鹿氣た事の世間にもありませう、實に御恥しき限りにありませう此の四十づらと云ふにあつて私に始めて自分の名を辨へた譯でございませう、旦那へ、御奥さんへ、私の本當の名は宮内勘藏と申ので私の年の四十七だそうでございませうと恥入て俯伏しぬ、

是れ若山神奈川縣典獄の愛護により本事業に一人の迷者を保護善導し得たる一事蹟なり、

其出獄人の懲役終身の減刑者にして大赦當時微かに本郷邊に一親戚あるとを記憶し之を力に神奈川の獄舎を出てたる足の空を飛んで本郷の巷に至りたり、

さて根限り尋ね探りしも其人の跡方なく更に便方とてありませず、彼の懷中に若干金を有せり、されども彼が身に帝都に百六十萬の同胞居れども一人の知人なし、府下數十萬の家宅あれども彼が小軀を容るゝ茅屋なし、彼の店借らんにも店受なし彼の雇奉公なさんにも下請なし、進退維谷とい彼の眞狀なり

き、彼の幸にも北海道集治監空知分監(留岡君主任教誨せられし所)の教化を蒙り堅固なる改悛の心掛ありしより何とかして安全なる方向を求めんものと健氣にも踵を回して再び神奈川監獄の門に進み事情を陳述して其指示を求めたり、若山典獄之を甘受せられ懇なる書を添へ予が保護に托せられたり、彼れの示來極て謹嚴正直の品行を以て印刷業に従事せり素より彼の無籍者なり予が家族に附籍する者なり乍去其出生地に就て事實を精査せざるを得ず調査數回探索をなしたるに圖らざりき彼の母方叔父の獨

り生存せり相應に資産ある職人なりき、於爰叔甥、四十年振にて再會す相話し相語り始めて自己の名を辨へ自己の齡を知りたる次第なり、左もありなん彼の五才にして父を亡ひ八才にして母を亡ひ夫れより漂泊浮浪の生涯を送り數回の犯罪就縛毎に出放題の姓名を名乗り幾數年を経過せしことなりしと、

彼が全生涯に實に犯罪生涯と云つべし、遺傳もあらん習癖もあらん世の所謂習慣犯者とい此輩のとあらんか、然るに彼の勤勉と節約とを以て次第に貯金を増加し一家を經營する用意あり勿論戸籍に目出度叔父の家に附籍せられ今一の人民と算せらるゝものなり、

斯くなりて見れば予も聊か世話甲斐ありしことを慶びとせり、抑も之を善く導きし司獄官の懇切なる愛護によれると、尙再び足を監獄の門に向くるまで彼の心に植附けし矯正教誨の能と云ふざるを得ず、予の益す信す出獄人保護事業の斯くの如き順序即ち治獄の効力、司獄官の愛護、公正なる保護、三點相待て然るものならんことを、

録

●監獄事務官を改正條約實施準備委員に加へられんと望む

夫の條約改正に就ては多年當局者の苦心せられたるものなるか嘗て勅力大臣の稱ある故陸奥伯外相たられし以來諸外國に對する改正談判頗に其歩を進め二十七八年の交日清戰爭に際し我軍連戰連捷の勢なるを以て遽に帝國の名譽を宇内に輝かし益々其文明國たるに世に相顯れたるかを爲め所謂局面一變して各國ともに競ふて漸次對等の條約を締結するに至り今や殆ど成就せり愉快絶頂にして改正條約實施の期に僅か兩三年の間に迫りたるを以て我政府に於て既に改正條約實施準備委員を設け夫々調査を命ぜられたるに因り聊か遺憾なかるべしと雖も監獄事業の如き専門の一科學にして亦局外者の窺知る能はざるものなしとせず而も監獄警察の事其關係するに蓋し少からざるべし其警察の事務に就ては既に研究せし者之れあるべしと雖も獨り監獄の事務に就ては他に其學科を研究し實地の事柄を熟知せられたる者あ

るを聞かず幸ひ當時内務省に居らるゝ小河監獄事務官は多年獄務を研究せられ學問上及び實際上に精通し且數年間歐洲監獄の實況を調査して歸朝し目下著著獄制の改良を計畫しつつあるの際なれば政府に於ては速に小河監獄事務官を改正條約實施準備委員に加へて萬違算なきを期せられんとを希望す余輩は果して其命の下るを信じて疑はざるなり

●拓殖務省の廢止北海道集治監の管轄權に就て

八月三十一日勅令第二百九十四號を以て拓殖務省官制廢止の結果として北海道集治監の管轄を従前の通り内務省に復舊せられたり北海道集治監の監督管理權は最前内務省管轄より北海道廳に移され再び内務省の直轄とせられ明治二十九年四月拓殖務省の設置と共に之を同省管轄の下に移されたるも今回拓殖務省の廢止に依て再び内務省直轄に復歸せしめらるゝに至りしなり、予輩昨年四月拓殖務省の新設に當て北海道集治監管轄權を内務省より分離し監獄行政監督權を二にするの不可なるを論じたることあり強記なる讀者は尙之を記憶せらるゝならんと信す、而

て既往一年有半の間其管轄權を分離したる結果は果して獄政の統轄改良上に幾多の障礙を與へたるや予輩聊か茲に之を論議を試みんと欲す然れども素より今日其功過を論ずるものにあらずして唯集治監の管轄權復舊を祝し併せて管轄分離の不便且不可なるを畧述するに止めんとす

拓殖務省の設置及び今回の廢止は素より其理由の存する所にして予輩の縷述するを須むずと雖も北海道の統治權は從來幾多の變遷を経て之を拓殖し來りたる結果、漸次内地と一般なる制度を實施せられんとするの方針なりしこと、從來北海全道を内務省に屬せしめ、其監獄及警察の事務は各其主管の局課をして配轄せしめ來りしも只其地方行政の事務に限り風俗習慣を異にするより内務省縣治局中の一課として管轄せしめられたり就中集治監は設立當時の目的既に拓殖の一助たらしむるの方針にして今日尙此主義に外ならざるべしと雖も其管轄權を迄異にするの理由は毫も之を發見する能はざるなり、北海道集治監を一年有半の間拓殖務省に屬せしめたる實驗上の結果として左の現象を見るに至れり、

一、監獄管轄權を異にするより統獄の方針歸一せず

從て監獄に關する法令區々一定せざる事 既往一年餘間に於ける法令矛盾の最も奇なるは巡查看守俸給の北海道と内地と同一ならざることは是れなり、何となれば内地は一級十五圓、二級十四圓、三級十三圓、四級十二圓、五級十一圓、六級十圓、七級九圓の七段階なるに北海道は却て之より少額にして一級十二圓、以下遞減し四級九圓の四階級となれり實に平衡を得ざるものにあらずして何ぞや、北海道は内地に比し隔絶の地殊に物價高直にして召募に困難なるにも拘はらず却て内地より俸給低額なるに殆んど解する能はざる所なり、故を以て拓殖務省に於ては本年七月に至り勅令第二百四十六號を以て北海道巡查看守に手當金支給令を發布し同上の權衡を保たんとせるが如き迂も亦た甚しと云ふべし尙其他に法令の改廢及施行期日に彼是常に差異あるに要するに其管轄を異にし發令の相前後するに殆ど必然ならざるなし

二、囚徒發遣送還に際し手數を要し囚徒の授受及び押送費用支辨上に不便多き事 本項送還に就ては本年一月減刑令の發布に依て最も不便を感せ

しことあり又發遣に就ても主務省の間に再三再四照會復牒を要し少からざる手数を經ざるべからず、之を内務省に合轄し双互の便を圖るに若かざるなり

三、經費豫算編製上に種々の手数を要する事 是れ又發遣、送還四員の多少に依り大關係を有するものなるを以て主務省の間に種々の衝突、協定を要する事項少きにあらざるが如し

以上の只既往に於ける管轄分離の實態を畧述したるに過ぎずと雖も要するに獄制の統一を缺く今回北海道集治監をして内務省の直轄に屬せしめ監獄局に復轄せしめられたる主要の原因にあらざるべし

問 答

●應 答

●第二十三項(囚人土木工事使用の件)

一 突 生
外役生あり監獄を新築するに當り其の竣功を速がならしむる實行上の方法を問はれたり余輩通々新築に執筆するものなれば茲に實行上の方法を示し之れが實識に答んます

最初に一言す外役生は目下新築に執筆せらるゝか或は新築計劃準備中なるか何れにせよ其の竣功を速かならしむる方法を處つて廣く先聖者の明教を請はれたるものゝ如し果して然れば新築の位所及水運の便否等は最も考案を求めらるゝ根本的要素たるものなれば概略にせよ記載せられざるに於ては折角の考案も其の効力を微弱ならしむるならん余輩外役生の爲めに之を遺憾となす

土木石運搬の便利方法に就てハ水運の便あると否とに付き車簡に實行上の考案を陳べん外役生が實識要點を玩味せば新築地より五六丁の距離は水運の便あるものならん果して余輩懸望するが如く新築地より五六丁を距て水運の便ありと假定せよ斯る場合は土木石の運搬は便を水運に採らざる可からず一定の場所に水揚を爲し而して之れを新築地に運搬するには輕便鐵道を布設し運搬するに於ては實に人力を省き運搬上非常の進行を見るべし若し水運の便なき新築設置に係るときは先づ大八車を使用するを良法とす然れども木石大にして大八車にて運搬場へがたきものは(吉車)と稱ふる車を用ひれば易く運搬するを得又た石の如きものにして道路狹隘なる場合は(猪車)と稱ふる最も便利とす(猪車とは車輪一つにして日清戦争の當時軍用人夫の使用せし車を云ふ)

囚人外感的思想を喚起せしめざる方法に就ては出働歸監共途中戒護を嚴重になし笠の如きは最も深くして只だ眼下より他を見得べからしむるを要す然り而して外役場に於ては使役の督勵に注意し一つの獎勵法を設くるを善しとす即ち獎勵法は次項に付て説明せん

一 科程を了りたるものは刑役歸監を他囚に先たしめよ入浴にまれ還房にまれ喫飯にまれ凡て他囚に先たしめよ尙ほ行狀善其後俊の狀あるものは賞表を付與するは勿論凡て待遇は科程了らざるものと通算すべしとの執事の指揮ありあり此の場合に於て甲乙二説あり甲は十二ヶ月より一ヶ月即ち三十日を控除し殘期三百三十日を執行すべしと云ふ乙は三百六十五日より三十日を控除し殘期を執行すべしと云へり予は乙説を以て至當と爲す何となれば元來通算なるものは短期の刑を長期の刑に包含せしむるに過ぎず換言すれば長期の刑のみを執行するに云ふに歸着す依て現に執行済となりたる三十日を一年即ち三百六十五日より控除し殘期を執行するを以て適當なりとす何となれば年を以て數ふる刑期は厝に從ふものなるを以て三百六十五日は厝にして車に十二ヶ月即ち三百六十日ハ厝數にあらざるを以てなり

同 說

反 對

●第二十五項(攜帶乳兒及女囚取扱の件)

同 說
神港 防東山 人 生
在 金港 鐵 血 生
在 奈良 中 川 竹 溪

大同小異
金港 孤 立 生
廣陵 譚々樓 主人

●第二十四項(刑期通算方に就き)

在 奈良 中 川 竹 溪

質疑の要點は重禁錮一年刑に既に執行済となりたる重禁錮一ヶ月を

第二乳兒携帶の女囚死亡したるときは乳兒は所在地の警察署に引渡すや又ハ市町村役場に引渡すや云ふにあり然るに此の疑問に就ては既に明治二十八年七月二十日鹿兒島縣知事子爵加納久宣氏の例に對し内務大臣子爵野村靖氏より指令甲第三八號を以て指令せり曰く本年六月十日第一七三〇號何携帶乳兒處分の方の義は携帶乳兒満三歳に及びたるとき若くは遺兒あるときは無籍者は其の母連捕を受けし地の市町村長有籍者は家元又は親屬に引渡し若し家元親屬にして引渡し難き事情あるものは本籍の市町村長に引渡し可し又是等のもの連隔の地に在て引取迄に日數を要するときは監獄所在地の市町村長に引渡し監獄の別房に留置する義は相成らずとあり

第三の場合親屬故舊に於て引取らざるときは第二の指令中に云へる家元親屬にして引渡 難き事情あるもの故此の場合ハ本籍地市町村長に引渡すものとす監獄は決して強制的に親屬故舊に引渡す事を得ず

第四の乳兒大病に罹りたるときに外醫師の診察を請ふも許可するに及ばず何となれば監獄署には監獄醫あればなり然るに此の如き事を許可するは恰も監獄署自ら監獄醫を不信用する同一なり從て監獄醫の信用も地に墜つるに至るものなればなり

第五女囚にして懷胎臨月なるときは居房に於て執役せしむるの可否如何と云ふにあり予は如此場合は醫師の見込及本囚の状態に依て或は居房或は役場に於て服役せしむるを至當とす何となれば假令臨月にて身壯健にして普通一人前の役業を爲し得るものあり斯の如きものを居房にて服役せしむるの必要なし身壯弱し殊に臨月の爲め起居一層の苦痛を感ずるが如きものは強て役場に於て服役せしむるに及ばず即ち是等のものは居房に於て服役せしむるを以て可とす實

疑者以上の解答に満足するや否や

吉田 徳太郎
避 雷 生
嚴 島 生
防 東 山 人
杉 北 生

大同小異

在尾道

吉田 徳太郎
避 雷 生
嚴 島 生
防 東 山 人
杉 北 生

●第二十六項(交談防遏法)

本問の要旨は工場に於て多因混同執役の結果勢ひ言を作業上の必要に托し相交談するの弊あるを以て使役上に要する素品若くは諸器械は一切就役前に貸與し置き執役中ハ禁言と題する大表札を掲げ以て交談を禁制するの可否如何と云ふにあり而して某集治監には現に行ひつゝありて其効ありと然れども予は之に賛同する能はざるなり如何となれば就役前に作業素品若くは諸器械を貸與し置き置ける可なれども執役中特に禁言と題する大表札を高臺に掲げ置くの方法に至てはあまり茶番狂言じみたる仕方にはあらずや夫れ囚人は其監房に在ると將た工場に在るに論なく總て緘黙の義務を守り苟くも官吏の許可あるにあらざれば言作業上の事たるを否と問はず一言半句も猥りに交談す可らざる事は今更喋々を要せざる所なり然るに獨り執役中に限り禁言と題する大表札を掲げ若し此禁制を犯す者は處罰すべしとの事を以てせば彼れ囚人は其以外即ち就役前若くは休役中等其表札なきときは随分交談するも差支なかるべしとの感想を抱くものなきにしもあらず若し之れありとせば其取締上に害あるや論を俟

たざるなり論者或ハ謂はん囚人として猥りに交談し得られざることは常に訓示する所なるを以て斯る迷想を抱くものなかるべしと果して論者の言の如くんば何ぞ殊更に執役中に限り禁言と題する大表札を掲ぐるの要あらんや其之を掲げずと執役中は例一言作業上の必要に係るに雖も猥りに交談するものは嚴罰に處すべしとの事を以てせば可なり予も亦混同執役の結果交談の弊あるを認め其其策を考究しつゝありと雖も未だ真案を得ず偶々本問の出づるありと雖ども未だ賛同するを得ざるなり

同 說

質疑者賛成

●第二十七項(看守を軍人より採用するの件)

防 東 山 人

獄事の消長は直接接護の衝に當る看守に其人を得るを得ざるにあり其人人物を精撰すべきは今更辨するの要なし要するに規律の府たる監獄は規律の下に養成せられたる軍人より採用するの當然なる感あるも山人を以て之を見る其出所は軍人たるも素人たるを問はず只看守は看守たるの資格を備ふる人物を採用するの可なるを強ち其方針を一定すべき要なき者と認む

同 說

嚴 島 生
杉 北 生

軍人專用論
●第二十八項(囚人發信用切手)

吉田 徳太郎
避 雷 生
中川 竹溪

囚人發信用の郵便切手及端書を該囚受持看守若くは書信掛看守をして保管せしむるは策の得たるものに非ず如何となれば在監中書信を出さざる者あるも矢張其者に對する切手等は工場等の看守に渡さる可からず放免の際には又た之を第一課に返附せざる可からず實に無益の手續を要するのみならず受持看守等は保管するの場所なく又た之れを一人に保管せしめんか非番等不在のとき忽ち差支を生ずるならん之れを甲乙に保管せしめんか日々受授の繁雜に堪へず又た紛失の虞あるべし

同 說

受持看守又ハ書信擔當看守保管説

吉田 徳太郎
杉 北 生
中川 竹溪
防 東 山 人

●第二十九項(監獄書記を廢し一般看守長とするの件) 防 東 山 人

彼の警察の警部に於けるが如く看守長一職の下に之を併一するの真策なることは斯道先輩者已に定説ありと聞く山人の不敏亦之を賛同するに躊躇せざるものなり書記其者は看守長たるの職見あり看守長其者は亦書記たるの技倆あるもの何なか苦んで之を區別するの要か

ある書記欠くあるも看守長直に以て之を補ふ能はず看守長に欠員ある書記亦之れが事を處する能はざるが如きは實に窮乏千萬と云ふべし今看守長なる一職の下に併し一朝其用あるや入ては文革の事務に従ひ出ては戒護の事を掌る等内外何れにも適應するの便にして事務進行の上に大なる利益あるは蓋し見易きの業たり上來述るの理由なるを以て其併一の可なるか信する者なり

(況んや今同書記看守長の任用令改まり相轉任するの資格あることを公示せられたるに於てや)

同 稅

●同上

中川 竹 溪
杉 北 生
嚴 島 生

監獄書記看守長の區別を廢し單に看守長のみとなすは甚だ不可なるべし監獄の書記看守長のあるは恰も海陸軍に軍人軍屬のあるが如く其職務の性質全く異にして看守長は専ら看守の監督囚人の戒護に關する事務を採り書記は作業工務記帳會計等の庶務に従事する者なれば隨て其技倆同じからざればなり

同 說

鐵 血 生

●質 疑

●第三十項

一 突 生

●第三十一項

一 突 生

在監人に給與する食糧の區別に依り案に區別を爲すの可否
遼瀋執行は典獄官渡の即時より執行すると言渡しの翌日朝食前より

執行するの可否各地實際の取扱ひを承りたし
●第三十二項 一 突 生
在監人居房坐列は正面せしむるを側面せしむるの可否
●第三十四項 嚴 島 生
囚人懲罰の附加罰として或る期間(一ヶ月乃至二月位)書籍の看護書信の發受及び接見を禁止するの利害如何
●第三十五項 譯々樓主人
囚人等の同囚の家族の貧困を慰み領置の所持金の幾分を惠與せんと請ふときは之を許可すべきや

雜 報

●北海道集治監の管轄復舊に就て

予輩が豫て監獄改良を絶叫すると同時に監督官廳の獨立分離を熱望せし宿志の既に成就し監獄局の將に去る八月勅令第二百五十三號を以て内務省中に設置せられたり、予輩の此獨立分離を祝すると共に今回亦た其管轄權に膨脹を加へたるを祝せざるを得ざるものあり、即八月勅令二百九十四號を以て拓殖務省官制を廢止せられたる結果として北海道集治監を從前の如く内務省の直轄に復し監獄局の管轄に屬せら

れたること是れなり、北海道集治監の素と集治監假留監官制を以て當然内務省に屬せられたるを昨年四月拓殖務省の新設の端なくも同集治監をして同省管轄に屬せしめられ過去一年有餘の間内務大臣の管轄より分離せしめたり、此間獄制の施設に付多少の不統一或は撞着を見るありと雖も今日より之を見れば北海道集治監の拓殖務省の設置に關せず依然内務省の管轄に屬せしめたることを或は當然なりしならん然れども過去の追はず今日此管轄權の復舊ある予輩の慶賀する所にして寧ろ其分轄の短かりしを祝せざるを得ず、是より中央政府獄制の方針をして北海の全道に迄畫一に普及すべきを信ず、因に北海道集治監に語を寄す北海に屹立せる爾集治監の屢々其監督保傳の乃公を換へ監獄社界に繼子視せられ僅々三ヶ年間に三たび其監督者を變じ今日再び内務省直轄の下に適正視せらるに至る集治監若し靈あらば其無情を嘆つるべしと雖も今回全く正徑の軌道を踏て良家父監督の下に復したるものなれば集治監たるもの奮勵一番只其扶掖提携の寵を得んことを期せよ呵々

●監獄局の發動如何

先般内務省中に新設せられたる監獄局の今や熱腸、倦怠の時期を経て秋冷燈火親しむの時に當り將に長途の行程に上ばらんとすと、而して其發動せんとする方面(方針か)の果して何れなるや予輩之を窺知るを得ずと雖も聞く所に依れば此頃内務省監獄局の下にある局僚の几上常に堆を爲し各府縣より種々の調書を徴し調査に忙殺せられんとするの模様なりと而して果して其調書なるもの如何なる事項にして又如何なる調査の参考材料に供資せらるものなるや予輩今日より之を豫言するを得ずと雖も新設監獄局の行動の將に今後二三ヶ月後の事實に顯はれ予輩をして讀者に紹介せしむるの期あるべしと信ず、予輩の只答す其行動と云ふ雨か雲か快晴か陰翳か將た霹靂の一聲か蓋し此數者を出てざるべしと信ず

●小河監獄事務官の榮轉

去月内務省官制改正の結果として監獄事務官の榮職の岳洋君小河氏に依て襲はれたること本誌前號の紙上に於て物したり君の我國の監獄學者として將た實驗家として兼て歐洲監獄理術の精通者として同人社會の等しく敬愛欣慕する所なれり君が今回の榮任は我國監獄社會の指針本鐸者として歡迎する所たる

予輩の技に贅辭を待たざる所なりとす、君の素と從來の名聲高きが上に此重大なる難局に膺る從て其責任の重きこと千鈞も重ならざるなり、而して君の此重任を荷はる其勞多き亦以て知るべきなり一言君が榮轉を祝す

●小河監獄事務官の出張

同事務官の本月六日監獄御用を帯び大坂、兵庫、愛知、神奈川の三府三縣へ出張を命ぜられ即日出發直に大坂府に至り夫より兵庫、愛知、神奈川縣等の巡閱を終へ本月十五日歸京せられたり

●懲治人賞譽の件其筋の通牒

本年二月内務省訓令第五號在監人行狀調査及賞譽規程相定められ、其第十條に於て懲治人賞譽の道を開かれたるも懲治人にして賞譽せし者に付與する賞表の規定并に受賞者優遇の方法に就ての監獄則并に施行細則に明文なきより區々一定せざるやの由にて問合さるゝ向も之れありしを以て此程内務省に於ての省議を一定し監獄局長より一般に左の意味の通牒を發せられたりと云ふ左もあるべきことにこそ

前略懲治人にして賞譽せし者に與ふる賞表の曲尺幅三分長五寸の白色の布を用ゐる賞譽せし毎に之を

與へ上衣の左袖上膊表面に之を縫着せしめ其優遇の監獄則施行細則第九十六條囚人の例に準し相當の優遇を爲すべき義に有之候云々

而して其實表を囚人の例(方一寸)に依らず白色の線と爲せし囚人と全然之を別異せんと意にして受賞者亦た之を以て自ら軍人に擬し無上の榮譽とし益々善行を誘發せしむるの具たらしめんと欲してなり

●典獄、分監長、看守長の略服を

制定せられんとするの議あり

典獄以下の服制の昨年十月勅令第三百六十六號に依て之を制定せられたるより典獄看守長にして現に新調着用せらるゝ向あり、實驗上の便否として典獄看守長に限り略服を制定せられたき希望の先般典獄協議會の決議として其筋へ提出せられたりとの事の本誌前號に登載し讀者に報じたり、而して此項其詮議の結果として其筋に於ての略服制定の議あるやに漏れ聞けり、本令施行前の追加制定素より好む所にあらすとも事實萬止むを得ざるに出づ又以て過を改むるに敏なるものか、而して其圖案の畧々決定せるやの由

●看守給與品貸與品規則の解釋

ふに

昨年十一月勅令第三百六十七號看守給與品貸與品規則第三條に給與品の保存期限を定められ、冬服一組二年、夏服二組、一年とありて其一年若くは二年とあるの着用品(即ち夏服の四ヶ月)を通算して一年又二年なるやの解釋の當局者の間に當然起るべき問題にして當時其筋の解釋の如くなりし由なるも若し果して然りとせば夏服二組一年とあるの二組を以て三夏季之を保存せざるべからざるが如し、然りと雖も白小倉或は白雲濟の夏服二組を以て三夏季之を使用せんこと到底事實に於て不能の事に屬す、最も主務大臣の認可を経て變更することを得べき道を開かれたりと雖も本條の一年若くは二年の解釋をして融和せんこと決して難きにあらす、何となれば此夏服の一年とあるの着用品の長短に拘はらず一歷年内着用の季節即ち四ヶ月を以て本條の一年と解釋せば至極事實に適合せるが如し、去れば其筋に於ても此説を取り法文を融解せらるゝの意なるやの由に聞けり事實果して如何にや最も冬服に付ての夏季尚ほ禮装に使用するを以て其保存期限に入るべきの勿論なり

●同規則改正の希望なりと云

本則第四條に下襟、手套、靴下に限り代料渡を爲すことを許されたるの洵に善し、然れども襦袢、袴下、長靴、短靴を現品渡に限られたるの遺憾なき能はず是れ以上の四品の概ね各監獄に於て囚人作業として裁縫機靴工等の設けあるより代料渡の取除けを設け置かざりしが如しと雖も全國悉く皆然りと速断する能はざるのみならず随分此種の作業を設置せざる地方あり現に北海道の如き此設けなきのみならず當時概ね外役に従事するものなれば長短靴の現品を給與するに悉く内地より之を購買するを要し各其文數の大小に應じ恰好するとするも外役戒護者に穿鞋を許可せられれば殆んど穿靴の季なきのみならず靴の殆んど不用に屬し必要の草鞋の之を自辨購求せざるべからざるが如き随分膠柱に似たり、亦襦袢、袴下に於けるも然り假令當該作業の設けありと雖も品質種類指定なきより良否大小の一定の殆んど期すべからざる事に屬す、況んや襦袢、袴下の如き内着し服裝の外観に關係少なきものに於てをや、現に地方に依り不便且手數を要すること多し左れば以上の四品も之を代料渡にすることを得るの取除を設けら

れたしと云ふにあり(最も代料渡とするも長短靴及襦袢袴下の製式を一定すべき必要ありと雖も是の其署の内規にて可なり)

又本則第七條に依れば給與品及貸與品の修補の總て自辨とすどあり其給與品の自費修補既に奇なり況んや貸與品の修補自辨の益々奇なり、聊か其理由を陳べん本則の既に其給與品の概ね現品支給と限定し其現品を支給するに當りては通常職務上に使用し保存期限内に使用に堪ゆるものを給與すとせざるべからず而して其期限内に修繕を要するに至らしむるの姑らく被給與者の保存方法の不注意として可なるも其貸與品の修補を總て自辨とせし何たる誤謬ぞや既に其第六條に於て疎虞懈怠等の破毀、消滅、紛失の代料を徴收し賠償せしむることを規定しあるを以て見れば第七條の修補を要するに至りし其過失故意に出でたるものにあらざるや明かなるが如し、果して故意過失に出でざる貸與品即ち就中刀、帶緒、帶刀、捕繩、呼を笛、提燈等の使用耐久の結果、自然修繕を要するに至りたるもの迄之を被貸與者の自辨と云ふが如き其甚だ謂はれなきことと云ふべし、況んや貸與品に就ては本則中に保存期限を定めず無期たるに

特能を備へたるものにあらざるに……

……獨り陸海軍看守の職を奉じたる者に限り此資格を與へたるの甚だ權衡を失し彼是矛盾の虞れなき能はず當局者の果して如何に之を解せられたるか須らく予輩の疑駁を掲げ敢て當局者に質さんと欲す

●改正看守採用規則中の誤謬訂正に就て

前項の雜報を記し終りしとき本月十八日官報を以て本月十四日內務省訓令第十八號の正誤を掲載せられたり、其の他にあらす陸海軍監獄看守の職を奉じたる者を無試験にて看守に採用の事是れなり、右の予輩の前項に於て疑問として當局者に質し置きしに恰も善し同令中判任官以上の下「又陸海軍監獄看守」の九字の衍なりと、右の舊令に於て陸海軍看守長の職を奉じたる者とありしを看守と誤認せし結果茲に出でたるものならんか陸海軍看守長の則ち判任官なれば此正誤あるべきこと素より當然なりとす

●松江和歌山縣典獄の不幸を吊す
和歌山縣典獄松江重久氏の薨きに岩手縣典獄より轉

於てをや、既に貸與品にして破損又は使用に堪へざるに至りたる原因、第六條の職務上止むを得ざる事情ありと認め代品を貸與するとせば貸與品の修補を自辨せしむるの實に酷なりと云ふの外なし
以上の只本則に就き改正希望の主要に過ぎずして下襟一個の保存期限を四ヶ月とせるが如きも亦た長きに失するの虞れなき能はざるなり云々

●看守採用規則の改正

本月十四日內務省訓令第十八號を以て看守採用規則中を改正せらる、而して改正の要點は從來看守の採用年齢四十歳以下とありしを四十五歳以下と改め無試験採用の範圍を擴張して「曾て判任官以上の職を奉じたる者及び陸海軍看守の職を奉じたる者」と限られたり、予輩の其採用年齢を擴めて四十五年迄とせられたるの看守志願者を募集するの便宜に出で、今後看守任用上の都合善かるべしと信ず、然れども無試験採用者の内に曾て判任官の職を奉じたるものの相當の教育経験を備へたるものと認むるを得べきも陸海軍監獄看守を奉じたる者に加たるの予輩其意味のある所を知る能はざるなり何となれば陸海軍看守の即ち普通看守と異なることなきのみならず何等の

任せられ汝々職務に勉勵せられ部下の氣受けも善かりしことと兼て聞及ふ所なりしが本月十六日午後より自己の息子を伴ひ紀ノ川に鮎漁を試みんと小船に棹し出遊せられしに如何なる過ちにや同日夕其乗居れる船顛覆し不幸にも其息子と共に遂に溺死を遂げられたりと云ふ、予輩其詳細なる實況は未だ之を知得ずと雖も氏の爲め不幸の極と云ふべし、而して此報傳はるや本月二十日氏の正七位に陞叙せられたり又以て聊か氏の魂を慰するに足る予輩又同情の涙なき能はざるなり

●八木山梨縣典獄の依頼免官

山梨縣典獄たりし八木秀太郎氏の薨に滋賀縣より轉任せられたる後同地の交通不便僻遠の地なる故を以て未だ家族を携帶せられざるの事に聞及びしが夫れかあらぬか此頃氏の依頼本官を免せられ目下出京せられつゝありと云ふ、同人社會此有識の士を失ふ予輩の氏の斯社會を去られしを惜まざるべからざるなり

●典獄の缺員は如何

去月廿四日小河警視廳典獄の監獄事務官に陞叙せられたる以後既に一ヶ月餘を経過するの今日未だ後任

者の任免なく加ふるに入木氏の依願免官に依て山梨縣典獄の位地又空位となるに之に引續き松江和歌山縣典獄亦不慮の死を遂げられたるより目下三典獄の椅子に全く空位となれり政府其後任者の撰擇に注意せられつゝあらんかなれども一日も早く其任命を待つに予輩の同意を表するものなり

獄事談叢

小河 岳洋君 茶話
中 村 襄君 筆記

●接見室の構造

歐洲における在監人接見室の構造の相互對立せしむる距離を多く隔絶しあるの歐洲人の習慣として親族又親しき友人等に相會し相別かるゝ時の必らず接吻する事となり居るに依り此接見においても往々立會者の隙に乘し接吻し其間に信書其他の貨物等を授受する事あるに依り之を豫防するに出るものなり我國にては去る習慣もなければ敢て必ずしも多くの距離を隔つるに及ばず唯だ其接見の間物品の授受を防

ぐ事及相互微聲を以て談し而して其聲が却て立會者に明瞭に聞えざるが如き又談話の外部へ洩るゝ等の事なき様構造せざる可ならん若し謂れなきに余り多くの距離を隔つる時の其發聲外部に洩るゝ等却て種々の弊害を醸すの因ひとなるなり

●携帯乳兒に就き

我國にては乳兒の携帯は満三才迄許す事となり居るが普通乳兒は満三才に至れば余程是非の辨別も附き殊に女兒の如き知覺の發達速かなれば三才位の時に一旦感じたる事柄を畢生腦裡に銘せられ到底忘るゝ事なかるべければ將來自身を害し社會を損ふ事蓋し小少にあらざるべし獨逸にては司法省の管轄に屬する監獄は満壹歳を限りとし内務省の支配に係る監獄は別に其期を定めず哺乳を止めるも害なしと認めし時を以て引渡す事とせり斯くする時の漠然として際涯なき様なれども當局者に於て能く注意さへなせば却て其實に適中するの良法なりと思ふなりなんとされば母兒の性質強弱等に依り其成育皆多少の遲速あるものなればなり尤も彼國にては生兒に哺乳せしむるの成育上害ありとし大底四五ヶ月乃至十ヶ月位にて止め其後牛乳を以て養育するが故に實際一

年位より超ゆる事なし

我國にては現行の規定は早晚改正せらるゝ事と思へども其規定たる敢て三才迄携帯せねばならぬと云ふ譯に非られざる當局者其改正を俟たずして若し一年以上に渉るものありたる時の之れが引渡に力を盡くし以て將來の害毒となるべき分子を未萌に防がん事望まされ

●懷胎の婦女に就て

我國にては婦女の在監中に分娩する事珍しからず否事ろ普通の如く思ひ居り我も彼も一向平氣なれども歐洲にては殆んど絶無と云ふも可なる程なれば若しあれの人々が誠に珍奇の事に思ふなり尤も歐洲にては婦女の懷胎後七ヶ月に至りたる者なる時の入監せしめ又已に入監中の者と云へども分娩期に近く時一旦出監せしめ分娩後健康常に復するを待ち再び入監せしむる事とせり

右出監せしむる場合に於て被告人にして治罪上障礙なきもの本夫若くは親族へ引渡すことあるべきも其親屬なき者及囚人なる時の大底慈惠院へ交付するを常とす元來獄舎内に於て分娩せしむる如き随分無慘極まる事なれば將來之れを避くるの方法に就て

の當局者の大に講究を要する事と思ふなり

●服飾と炊事

歐洲人一般に服飾に善く注意する事なるが就中海陸軍其他一定の制服を着する者自身勿論官に於ても亦善く保管上に注意を與ふるを以て二六時中之れを用ゆるに拘らず誠に美麗なれの親屬知人の冠婚葬儀などに臨む時の皆制服を晴れ着とするに依り數人揃ひ行く様實に壯麗にして一人の見苦しき者なきに眞に浦山敷事に思ひしなり尤も看守にても工業又は在監人の身体検査炊事其他着服を汚染する事務を擔當するものに皆制服の上に白き外套即ち看護夫の外部に掩ひ用ひゆるものに似たるものを官より貸與し着せしむるなり又囚人も炊事に従事する者に矢張り白き外套の如きものを着せしめ頭髮より手足に至る迄清潔ならしめあるにより其者の料理したる食物の我々の如き參觀人の其場に臨みたる時一寸味ひを嘗めんとて摘み食ふにも心地よけれ何事も感觸の善惡の其實を動かすの通常なれど殊に食物の味の可否の此力最も強くおなじ品物をおなじ人が煮炊したるものにては感觸の如何に依り或ん甘く食ひ或ん嘔吐を催ふすものありされば看守も奇麗なる制服

を折目正しく着用し姿勢禮式等の嚴然たる者と又三年以前に大雨の時泥溝に陥入りたりと云はぬばかりの色したる制服を着し俄か痼痛に苦しむ様なる姿勢にて蛙が体操する様の手附にて禮式杯をする者ありと假定し前後相比ぶる時何人が見ても前者の智識も充分ありそふに思はれ尊敬の意を生ずれども後者の假令智識學問とも前者に優れるとも却て無性者で怠慢で而して智識もどうやら並ならぬ様に思はるゝなり又夫れと是れとを事變はれど序てながら一言せんに總じて食物の心地善く喰ふ時体の滋養になりそふに感ず否實際樂になるに相違なし人の感觸力なるものの中々大切の事なり而して今我國監獄の炊夫を看れの中に衣服の順序でに醬油で煮附けたと云ふ如きものあり足に離れ草鞋を穿ち手の炊夫と云はんより寧ろ蒸氣の釜焚きと云ふの至當なるが如き様に飯や菜をいじくり廻して居る者をも見受しが我々の兎に角慣れ居ることとして左で感ぜざれども局外者の奇麗好きや贅澤者其場に臨めば摘み喰ひする勇氣どころか苟かに嘔吐を催し居るに相違なしと察せられ氣の毒に思ひし事もありし之等の改良するに別に費用を要する事にあらず只當局者の注意

如何に依り随分奇麗に体裁よく出来得る事なるべけれど若し之れあらば速かに改良せられたきものなり

●女監の參觀に就て

監獄の參觀を容易す可とするは國家が在監人の權利を保護するの義務に反くのみならず外國人などの爲めに却て野蠻なり未開なりと嘲けられ結局國辱となるなりといふに述べし事もありしが爰に尙は一層當局者の注意せられたき事即ち女監房なり婦女の云ふ迄もなく性質柔順神經過敏なれど總ての物事に感動する男子の比にあらず僅かの事も氣に懸け發狂其他の病原をひき起す事の多き日本と外國とに拘らず常に其實例少なからず左ればにや歐洲にては女監を我々が參觀するに内務大臣の特許を経る事となり居るなり之れ少しく丁寧過ぎる様なれども婦女子なるものゝ性行より觀察を仔細に下だす時試に斯くありたき事なり否斯く爲さざる可からざる事と思ひしなり故に余も後に遠慮して女監を看る事断る事とせり之れ獨り婦女の保護上必要なる而已ならず國家の威嚴社會の風紀上にも非常に重き關係を有するを以て之れか參觀に最も重きを置き度ものなり

●女囚の檢身に就て

我國の規則に依れり女囚の身体檢査にも看守長の臨檢する事となり居れど其規則の主旨の檢査上不都合なからしめんとするに外ならざれり看守長の敢て必ずしも直接に臨檢せずとも其事實に於て充分規則の主旨を貫徹し得らるゝ方法を設けなす差支なき事ならん少なくも男子としての德義上之を避くるの方針の執り度ものなり司獄官たる者の監獄行政の規則中其條項や文字等が其事實と一致せざるものある時其範圍を或は廣義的に又狹義的に解釋し事實に一致する様實行し而して其解釋に就ての責任を典獄之れに該らさるべからず尤も法文文字明かに事實と一致するものは敢て様々々に解釋するが如き之れ解釋にあらずして殊更に法を曲げるものなれば之れをなすを得ざるや言を俟ざる處なり

●中央監獄の設置に就て

監獄行政の組織の歐美各國とも大同少異なれども余か視る處の佛國を以て完全なるものと思へり其組織の概要を總ての監獄省內務省の直轄にして地方廳とは全然關係なく而して監獄の設置の大底二三ヶ所を以て一區域とし其内に中央監獄なるものありて其典

獄の他の二三監獄を兼務する事多し故に佛國の通して八十三縣に分轄しあれども典獄の數の三十八名なり然れども其中央と云ひ地方監獄と云ふも我國の本支署と全く異り各々獨立して居るものなれば中央監獄の典獄の俸給とて必らずしも地方監獄の典獄より高給なるものにあらず但中央監獄の多く長期刑の者を拘禁する爲に設けたる者にして其設置の方法の恰も我國にて其地形人口都鄙交通等の便否を計かり各地便宜の地に控訴院又高等中學校等を設置するが如し囚人を拘禁するに刑期の長短を區別するに於て其目的を達するに頗る便益あるのみならず經濟に於ても佛國の如く完全ならざるも皆夫れを區別しありて今尙進んで之れが改良を研究しつゝあるなり獨り我國の如き僅かに集治監と地方獄との二種類にして集治監に入る者の外即ち十一日以上十二年未満の總てをたゞに拘禁しある如き實際不都合にて又比類なき事なれば改良せざるべからざる事と思はるれども之れが改良の如き實に至難中の至難にして現況に依れば到底俄かに望んで得べからざる事なれども何日迄此儘に爲し置く譯けにも行かされ

少し氣の長き話しなれども今日にては先づ其設置の場所及其人員等を調査し置き改築に伴ひ漸次完成を期する外なしと諦めざるべからず然れども此設計の随分六ヶ敷事なれば各府縣の當局者に於ても我田引水の觀察を去り所謂虚心平氣に廣く眼を全國に注ぎ百般の利害得失を警査し其位置の適否等を今より研究し置きいざと云ふ時の資に供さば其利益蓋し莫大ならんと信するなり

●司獄官の服裝に就て

歐洲にてに至る處典獄以下の服制に定めあれども典獄書記等其制服を用ひず多く正帽のみを用ひ居れども余實驗に依れば司獄官の舉げて制服を着用する方紀律其他に就て頗る有益なる事と信ず然るに余が巡回中一驚したるに或地の監獄に於て其職看守長にて直接警護に従事し居りながら矢張り正帽而已を用ひ居たる事之れなり尤も其地方の監獄に諸般の事皆不紀律にてありしが此一事を以て推すも其全体を知るを得べし畢竟看守長等が斯く氣儘なるに所謂上の好む處下亦之れを好むとの如し典獄にじめ其制服を用ひされし看守長が之れを用ひさればとて敢て嚴責する譯にもいかなるに因るべし全体其上位に在

る者が其部下に對し規則などを勵行せんとせば躬自ら先づ其實踐を示さざれば能はざる事なり如何に上官とても乃公の勝手にする貴様たちだけ窮屈でも何んでも規則の通りせよとて其命令の行はるべきものにあらす此服制に就ては蓋し般般遠からず已に我國に於ても之を制定せられ愈々來年より實行する事なるが若し之が上司たる者何かの理屈などを附け着用せざる様の者ある時遂に部下に對し其勵行を催がす事出來ざるに至り切角の法律も書餅に屬するに至るなり併しながら我國司獄官殊に其上位にある者は元來其部下へ對して躬自ら能く其實踐を示し以て部下をして己れに據らしむるの美風を備へ居れば彼國の如き上に在る者が自分勝手に行爲より不都合を生ずるなきに信じて疑はざる處なれど事の序に爰に一言し置さぬ

●監獄内の書籍室に就て

獨佛澳其他の國の監獄に必ず官吏の爲め又在監人の爲めに書籍室の設けあるに恰も監獄と云ふ建物中又看守所又教誨室の附隨せざるべからざるが如き事になり居るなり而して其書籍室の立派なる又其種類の夥しく多くある事實に驚くべき程なり殊に

●病囚の食物に就て

近頃何れの監獄に至り見るも在監人の食量の健康食と病食と區別しあり這に我國監獄衛生の一進歩として看るべくして誠に悦ぶべき事なれども惜ひかな其健康食と病食との區分したるものを看るに其病食の健康食に比し異なる點の通常の量を減じ之れを粥となしたるに其副食物の通常が蛙の鹽引か「ヒシキ」の煮附なれば之れを乾瓢又大根などになしたるに過ぎずして昔の漢方的攝生法として藪先生が産婦等に食せしめたるものに等しく所謂文明的の攝生食量たる要素は何れかへ脱走し終りたるものの如し既に在監人の病に罹りたる者に投藥するも其効薄く（藥種精良なるも一方に營養なき故ならん）俄然疲勞を來たし重体陷入る者比々然らざるなき當局者の常に認むる所なりされば當局者に於て注意し最初病に罹り食物を變更するに當り其營養の足らざる分を補ふだけ適當の滋養物を撰み給する事とせば藥と營養と相須つて其恢復も速かなれば一方に幾分の費用を要するも一方早く全快し随つて又工業にも服さしむるを以て優に其費用を償ふのみならず又死亡數を減し併せて刑罰の目的をも達し得る等の利益夥

佛國の「グアレロチャット」監獄の書籍室に其數多く殆んど一萬部以上もありて其中に日本の事柄を種々載せたるものも見受けたり爰に一の可笑しき何れの書籍室に至り見るも其書籍の夥しく在るにも拘わらず其種類の一目にして何たる事を知を得る事之れなり升り如何なる譯けかと云へば其累々として堆積しある中多く手擦れ其汚れ居る部分の小説紀行傳記歴史の類なり而して其奇麗にして備へたる未だ手にだに觸れざるかと思われ秩序整然としてある種類の聖書等の宗教に屬するもの及經書其他道德的に類するものならざるに類に所謂良藥の口に苦がしどの如く身の爲めになるもの善き事と思ひながらも兎角堅くるしきより先づそつち除けとなるも面白可笑しきものために少しもならざるのみならず却て妙な心などを誘ひ起す媒となる事あるを知りつるも一寸の閑にも看たくなるに官吏たるに在監人たると又日本も外國も人情同じ事なり斯く多くの種類を備へ又之れを自在に看讀せしむる點より其主旨を考ふれば表向きに兎もあれ其裏面官吏又在監人の慰樂的に出たるものに過ぎずと判斷するも敢て無理なる事に非らざるべし

なしとせず實況に依れば牛乳鶏卵の類を給與する費用の豫算の何方も少額にして容易に之れを給する事を得ざるが如くなれども現今の如く病者の彌々重体に陥入り已に死に瀕して始めて與ふるが如き牛の乳でも玉子でも其効のあるべき筈なく斯く儀式的に等しき事々之を止めて何程の錢でも遣はざるの優れるに如かずと思ふなり然れども若し此無益の期に際し與ふる處のものを最初に於て支給し、病者でさへあれは何んでもかんでも給すると云ふに非らず其病症に依るなり、尙ほ夫れにて足らざるか又其費用乏しき時、菜代より支出し肉類等の營養あるものを給するも可ならん斯かる事柄、規則の上から見ても豫算したる目的から考へても毫も抵觸する處あらざる當局者の手加減にて料理の出來る様なり居るなり左れば當局者の之れが出來ぬなど彼れは是れ云ふもの、能はざるに非らず即ち爲さざるの類なりと思はざるべからず

●假死者の注意及假死者に關する事例

病死者の埋葬に二十四時間を過ぐるに非れば之を爲す能はざる事なるに獨り我國の定め而已ならず歐洲

に於ひても亦斯くの如くなるに蓋し假死者なるものあるに因る其假死者なるもの、普通病死者に於て極めて稀有の事なれども傳染病にかゝり死したるものに往々之れあり而して其復生の時限を廿四時間とせし、醫學社會に於て實驗と學術とに依り研究したる結果に外ならざれば此時間内の充分其事に注意し鄭重に看護せざるべからず然るに我國にて取扱ふ處の實際を見るに少しも是等の事に頓着なく唯だ死者を長く家に止め置くに鄭重にするの爲めなりと而已思ひ居るより人死するや屍を速く棺に入れざるべき四肢の關節硬くなりて始末が附かぬと云ひ温度でも去る時、窮屈極まる處の箱若くは桶等を擔ぎ來り、蛙か鱉でも鹽漬けにするが如く無難作にも手でも足でも處厭わすビシ、と折り曲げ甚しき首までも無理やりに棺の中へ押し込み上より蓋を以て之れを壓し釘にて打ち附けるものあり死者の何んば痛いとも痒いとも情苦を訴へぬとて斯く亂暴無慈悲に扱ふこと誠に以て沙汰の限りと云はざるを得ず而して又之れを終る時、其棺を座敷の一隅に安置し親戚や知人が集ひ來り經を讀み念佛を唱ふる殊勝なれども通夜など稱する時に、難談笑語甚だしきに

至りて、隨分猥褻談等に笑ひ興するなど恰も男女入込の混濁に等しき事亦なきにしも非らざるなり斯くて、一棺中に在る死者が蘇がへり少し位呻めき叫ぶ事あるも到底覺知する事は覺束なき事なり縦し之れを覺知するとするも手足の折られ首の曲げられ各關節の傷害せられ居れば少くも不具者たるに免かれざる譯なれば寔に嘆げかわしき事と云ふべし監獄における死者の取扱も棺に入るゝまで、大底前手續に異なるなしと雖も監獄にて入棺後の遙か距離の隔たりたる屍室に移し其時限内に引取人あれれば之れを渡すと云へども是れなき時、直に假埋葬をなすに過ぎずして此廿四時間を埋葬せざる理由に、一向頓着せざるが如くなれば此長時間留め置くに全く無益有害にて寧ろ速かに埋葬し終るの優れるに如かずと思はるゝなり

獨國や澳國にて死後相當の手續を爲したる上、矢張り屍室に移すと雖も總て鄭重に注意を加へ決して首や手足を折りなぞする事なく又時々看守者をして其室を巡回せしめ尙ほ其室と看守所との間に架線を設け蘇生者の爲めに供する等總べて注意到らざるなし

我國にて蘇生者など云ふもの、唯一の昔し嘶か寄席の怪談に過ぎずとして其事實の如き、絶無なりと思ひ居れども已に歐洲に於て往々事實のある事なれば、我國にても絶無なりと云ふ事、決してあるまじ蓋し之れを發見せざるに因るならん昔より人々のよく云ふ處なるが猫の魔物であるから死者の側に近くと屍が跳ね出す其時、早く等を以て撃ちたゝし仆すこそ善けれと成程猫は獸類中越歷の強きものゆへ死人に接するときに或、屍を動かす位の事、得てあり勝の事と思われども假死者の復生せし實例に依れば多く、或る事物の感觸する場合、即ち或る刺激に乗じ蘇がへるもの多ければ猫の越歷の感應に依り蘇がへれるものなるやも分からず然るに猫の魔物であるとか屍の動き出すの幽霊であるとか理屈を知らざる臆病者の爲めに一生懸命力任せに撲たれたり敲かれたりして堪ざるものにあらざる猫や假死者こそ迷惑千萬なる次第なれ

我國人の假死者に於ける感情已に斯くの如くなれば従て其蘇生者を確的に認めし事實なき、又無理ならぬ事なれども永く寺院等にありし老僧なぞに就て問ひ試むる處あれば、開が事實なりと考定するに足る資

料必ず多々あるべしと思ふなり

歐米諸國に於ける假死者問題の醫者社會の勿論一般の人々も此點に注意を加ふること深し余曾て獨逸に在りし時知人より聞きつるに今より三四年前のことなりき獨逸の「ハンブリヒ」と云ふ地に於て大ひに傳染病流行し頗る猖獗を極めし時或る部分の人々のみ管ら其病毒を撲滅せんと計りしより多くの死者を火葬せしに斯くて假死者を焼く殺すの虞れありとて爰に一大紛議を生し其衝突の醫者學者の勿論一般人の間に涉り議論頗る面倒なりしと

歐洲に於て多く假死者を發見せしは如何なる場合に於けるかと云ふに墳墓發掘と改葬せし場合なりとす我國にて死者を埋葬する時生前身に着けたるものを棺中に收むるの慣例なれど貴重品の大庭除き置くも歐洲にては金銀寶玉等の如何なる高價のもの云へども其者の身に着けたるもの總て棺中に收むるより盜見は墳墓を發掘する事頗る多しされば親屬故舊等の其場合に臨むことも又多くして其時蘇生せしと認むるに足るもの其屍が棺中に在りて全然其位置を轉し（我國の如く棺や角箱にて假令蘇生する事あるも位置を轉するを得ず）若くは苦悶の餘り

着衣を引き裂き頭髮を掴みひしり又死を速めんとめ舌を噛み切り居る等の事蹟顯然たるものあり又獨逸の「ブラアーク」大學に於て試験を執行するの前學生某其試験に應ずるに解剖の點少しく不充分なるより夜中密かに解剖室に至り或る屍の局部を切解せんとせしに屍の俄かに動き出せしため其養生の其場に氣絶せし事載せて當時の新聞にもありし是等の假死者を治療せし醫者にして斯かる事實を聞き慚愧の餘り發狂せし者亦少なからざりしと今假死者に係る事實の奇なる話の一二を述べ以て諸君の參考に供せんとする敢て無用の事にあらざるべし

英國の職工某曾て佛國に出稼せざせしに偶々病に侵かされ遂に假死に陥入りたるに醫士は已に死したりとと思ひければ人々集ひ會ひ或る寺院に葬りしが幾干ならずして或る筋にて不審の廉ありとて之れを發掘せしめ巴黎府病院の解剖室に擔ぎ行き醫員等數人其屍に圍繞し解剖を始めしに假死者の其痛みの刺戟に依り俄かに發聲して救ひを求めければ醫員等の驚愕一方ならず唯互に顔見合も呆然たるのみなりしが善く視れり死者の全く蘇るがへりたるに相違なければ夫れ手當を施せしに其後の經過佳良

にして數日ならずして復び健全の者となりたれば其者の假死者中における事柄を躬から書き記るしぬ其要に曰く吾最初假死に陥入りたる時より復生する時まで知覺の常に毫も異なることなかりしを以て人々が集ひ會ひ埋葬のことなどを談するを聞き居たれば何とかし人々に其意を告げんと焦慮せしも四肢の機能全く絶たず少しも動かす事能はず發聲せんとするも微音をも發する事叶はず悲しや遂に土中に埋められたれば最早詮術もなく獨り不幸を歎き居りしに暫くして墓地を掘り穿つものあれば吾が死にあらざるを人々が悟り救ひのために來りくれしかど嬉し悦びたる甲斐もなや土中より尙ほ一層恐ろしき解剖室に擔ぎ込まれたれば今度の生きながら五分試めしに斷り刻するところかど以前に増して悶へ苦しむ兎やせんかくやと思へども何の詮術なくばかり最早これまでも諦めて唯此上の寸時も早く息の根止めてと念せしに雖がて吾身の裂かれたる痛さに堪へず發聲せり云々

一獨逸國某市街の豪富家にひとりの秘藏娘ありけり芳齡當さに二八況してや天のなせる艶麗の花も羞ぢいり月も亦光りを失ふ如くなれば双親の寵愛最と深

かりしに思ふにならぬ人世の常とかや花に妬みの風雨あれば月に怨める浮雲ありとの譬へに洩れやらず娘の偶々病に臥しければ双親の痛く心を腫ましあるとあらゆる手を盡せど少しの甲斐もなまよみのかへらぬ旅に逝きしかば其双親の悲みの身をも世をも荒磯の淵に沈まんばかりなり开が親戚や知り人々心を碎き様々に慰めたれど雙親の心は亂れ氣に狂ひ何んと詮術盡き果てし折しも門訪ふ一人の僧侶一夜の宿りを求めければ這もつつけの幸なり其僧侶こそ宿世の縁是非に回向を頼むこそ責めてもの諦めならんと其由僧に乞ひければ固より否むべしなし最と快よく諾ないつくいざや回向をして參らせんと導びかるゝまゝ室に入り屍を夫れと見にければ言は解せぬ花ならで解せぬ花に等しきも其容色の麗しき真に絶世の佳人なれば暫しが間も恍として夢の如くにありたりしが雖がて人をも去りければ其身の分をも忘れ果て忽ち起す煩悩の道ならぬと知りながら逐へども去らぬ犬の慾終に不義をぞ遂げたるこそ實に淺ましき事ぞかし斯て其室出ければ心疚ましく堪へやらず何の顔ばせ人々に合せ鏡の影暗く辭儀もこそ出で去りけり

借ても集へる人々の憂き潮に沈む雙親に云ひける様如何に悲しみ給ふとも逆も返らぬ事なれば跡ねむるに吊ふて其靈魂を慰めるこそなげくに優る死者の爲めと勵まされければ雙親も心を移し氣を更て娘の身に添ふ品々金銀寶石も惜氣なく皆棺中に收めし上泣くく野邊の送りを濟ませしに此事早くも不良者の傳へ聞く處となり窈かに墳墓に窺ひ寄り棺を發き其中に在りとあらゆる高貴の品々皆盗み取り仕合せよしと逃げ去らんとする一刹那此時遅く彼時速く死者のウーンと一聲呻めき始めしかば盜見の之を一瞥し懼れ顔のうき狼狽へて逃げんとせしに待て暫しと雖がて心を落付て熟らく視れば其死者の正しく蘇生したるなり追が殘忍酷薄の盜兒も俄かに惻隱の心を惹き起し其儘去るに忍びけん急ぎ死者の家に馳せ行き斯くも事情を告げられ夫れと聞きたる家人等其不審をも晴れやらす半信半疑の其中に上を下へと騒きたち心も宙に飛ぶ鳥の翼はしやと馳せゆきて泣き膨らしたる睫を開き善くく視れば果せるかな可愛やいと束の間も忘れざりける我兒こそ已に蘇がへり居てければ夢かどばかり喜びつゝ急ぎ我家に連れかへり夫れく手當をなしかれば心盡くしの

甲斐ありて幾く日も過ぎぬ其中に舊の如くになりけり
去るはどに又爰に最といふかしき娘が身いつの間にもやら懐胎し己に月日も経しぬれば親の驚き云ふも更なり娘の憂きこそ尙深く夫れか彼れかと手に手を盡せどあれ其由知るよしもなく娘が身に降る濡れ衣燥かす術もあらざれば事あら立てゝ家名の汚がれと世間へ深く押し匿せど抑さへ兼たる娘の心滑ぬ衣にさも似たり娘が心石なれば轉し得べし若し蕚なれぬ巻くべきも娘が心曇りなき月にも優る光を妬みの雲に誘われて風に亂るゝ青柳の緑の髪をフット断りうら恥づかしき墨染の濡れにし衣を纏ふとも赤き錦の心を飾らんものと意を定む人の心も増す花の今を盛りの二九からぬ慣れにし郷を後にして世を憂き山のつゞ懸ひの鹿の聲音も情けある訪ふ人もなき山里の草色深き虫の音に月冴へ洩れる孤つ家に詫しき夜半の獨り寐の心の底ぞなかくに思ひやるこそ彌やまざるいと儂れを重ぬらん斯くて幾年過ぎつるに頃ろも寂しき木枯らしの梢を渡る秋の日の鳥も寐ぐらに入合の鐙々響く遠く鐘の無情を告げる聲もろとも柴の戸叩くものぞある庵主

の立ちて迎ふれば見るもいふせき獨りの旅僧來意如何と尋ぬるに旅僧庵主を信と見て何の答へもなく涙暫しの間黙然たり庵主も不審にたへざりしが先づ兎も角と誘へん旅僧廳がて座に着きて何か心に思い入り辭徐かに己が身の過ぎにし頃のきたなき行ひ最と落ちもなく懺悔しけれぬ庵主の斯くと聞き終り不審の顔に晴れたれど夢に夢みし心地して後とや先きを思へばこそ斯と双親に告げたるに余りの事に怒りもせず是も宿世の因縁と遂に二人を夫婦となしぬ今も其家存しありとぞ

我樂苦多函

有耶無耶生

悲哉 監獄の豫算の當局者があるだけの知恵と力とを絞るゑんゑんヤット擱き出すと悲しや冒頭一番屬官方に看るの道樂的に冷やかされ次に常置委員等に縁日の賣物視せられ知らず半分直的に踏み附けられ又其次に本會議におゐる殘物的見出し相場に極めらる底で土産として持歸る處の恰も下子が空腹を抱かへて安料理やへ飛び込みたる如く殘るの唯だ魚の骨と皮と而して竹の皮ばかりなり然

るに或る人の云ふ其土産を以て監獄改良の資手にせよと之れ誠に邪堅の言木に縁りて魚を求むる方何んばうか優れり悲哉

嗚呼 監獄局復活せり焉是れ吾人の師父又羅計盤吾人は是れを待つ大旱の雲霓の如く久し矣而して今之れが復活に遭ふ吾人は是れを歡迎する爲めに借金を買入れしても一番太白を挙げ萬歳を祝さるべからず然れども吾人の其祝酒に悠々緩々酔ひ睡り居る事叶わじ何んとなれば今後吾人の海邊の市々南々西北とも頻々として警戒の飛電將さに來らんとする氣象已に現るればなり兎角世の中の一嬉一憂嗚呼

諒焉 看守俸給の平均額調査と全じからざる地方の方々の爰で一番兩肌を脱ぎ石の如き決心を以て調査と全額に爲さるべからず若し此機を乗り外づさば悔を千歳(些と仰山なれど)に残し臍を幾くつ噛むとも及ばじ諸君言ふ勿れ(無據、宜ロシイ、折衷、等の言)諸君視る勿れ(殿の鬚、官の顔、員等の勢)諸君聴く勿れ(諭言、威嚇、今年丈けの聲)吾人の諸君の憤然躍起速かに凱歌を擧ぐるの聲を聞くを待つ吾人の諸君が邦家の爲め倍すく

健全ならん事を轉る諸君夫れ諒焉
吾人「看守長の増俸實施の實に焦眉の急なるを認む併し洩れ聞く其筋におゐても已に其後議決せりと善哉々々吾人の其信なるを疑わす何んとなれば人の痛さの三年も耐へると云ふ様な人鬼の姿を今世紀に的確的に認めたりと云ふ者なきを以てなり吾人之れを欣喜す

善哉 監獄事務官の十目の視る處十指のゆびさす處夫れ試なる哉小河君岳洋先生正に其の任に就けり焉吾人監隊の雲煙渺茫の中に漂ひ其進路に迷ふや久し矣今や炳乎として光り輝く處の燈台吾人の監隊を導く吾人の監隊彼岸に達するの期蓋し近きにあらん吾人之れを歡び併せて邦家の爲め萬歳を唱へざるべからず君夫れ自愛せよ君夫れ自愛せよ善哉

叱咤 監房に密を〜と嘶しする處を聞くに甲「レコが來た」と親指をこの面前に示す乙「ウーン夫れよ默されやられるぞ」甲「箠棒奴叩頭漢テ一者」な自分の頭を叩く事を何んとも思ひぬいから又人の頭を叩く事も通夜に木魚を叩く程にも思やわしねへ馬鹿〜し」と愈よ〜調子附て來る時

靴音の響きと共に叱一の響聲聞ゆるや全監聞として又半風子の足音をも聞へすなりぬ稍々久ふして又房の二隅に微聲を以て謳ふ者あり其歌に曰く叩頭の音聞かば以て我首を縮むべし叩頭の音絶へなば以て我足を延ばすべしと遂に止んで又云ふ處を知らず叱咤

良藥 苦ひ哉此頃看守某氏に會す談睡眠罰の余り多しとの事に及ぶ余の某氏に向ひ氏等の此罰を受けるの多き畢竟勤務の強きに因るべけれど彼の有名弱蟲極まる豚尾漢の先祖でさへ中に錐を股へ刺し睡氣を防ぎつゝ學問したる者もありたり我戰勝國の名譽ある勇士の甲斐に「一ト我慢して欲しきものなり」と云ひしに某の其忠言誠に有り難たし我等も敢て之れを思ひざるに「あらねど我々のみ我慢しても駄目なれば矢張り寐て居る方が善い君見給へ我々以前の人々を」と云ひ終りて莞爾として曰く斯業の人皆擧げて睡れり只我等のみ常に見附けらる愛を以て叱かられたり寧ろ酒屋に投じて冷の一杯も腹に葬り寐るに如かずと遂に出て合宿の戸を締めて眠る苦哉良藥

●訪問寸話

金

洲

局長候補談 (甲)さあ新舞臺であるから名優を遇へ

たい、序幕から味噌を附けての折角新築した甲斐がない、夫れに他局と違ひ彼の若手の敏腕のと云注文の第二として寧ろ充分監獄に精通した人が欲しい、此點に就て随分其撰が六つかしひ、凡そ現任の司獄官を除きて監獄に經驗を有するとか、大に監獄の學問をしたとか、又熱心に調査したとか云人物の余が見る人の中に殆どない、鶴の目鷹の目搜して見ても、皆長し短しで局長として推さんとする人物の全くない、然らば現任司獄官の中に如何と云に、素要と云ひ經驗と云前途有望の人もある、けれども資格と云障壁もあり單に資格があると云丈の人物も實に少數に過ぎん、又此少數の人も現在の地位が低い、最も一足飛もよしとして此少數の内に苟も局長として働きの出来る人がありやなしや俄に斷言のし難ひ、余が見る所の内に典獄として働いて貰う方が監獄の爲めに利益だと思ふ人もあり又此人と思ふても今日政海の激潮に逢

遇することを避る考への人もあろう、旁々現任中より出そうと云も困難であり、又局外より入れよふとしても其人を得難ひ、併し〇〇と云大立物が這入つて見れば其意見を遂行する丈の度量のある人物なれば左程局長に重きを置かずとも善からう、況や本期議會の監獄提按——(此數語聞取難し)が成立すると否と局長其人の撰擇にも影響すれば、先づ先づ冬の議會の大勢を見て徐々と候補者を搜して遅くあるまいと考へて居る

同上 (乙)そふゆう人物を出して困る、監獄局長として、思想の新らしひ敏腕の者があろう」左様あの人物なれば歴履と云徳望と云先づ此社會で鏘々と云人である

いやそんな人物の尙更六つかしいさ
なに警部長杯に推撰しようと思へる人物の差向ない、何れ他に求めなければならぬ

同上 (丙)〇〇氏なれば経験と云勢力と云監獄部内に批難あるまい、同じ資格があつても〇〇の如き又〇〇の如き迎も局長と云賞目も人望もない、あんな人が出るとしたら、夫こそ監獄の

暗だ、全体〇〇氏が今日まであの地位で居たの
の献身的監獄に盡し他を顧みないので、左もな
くバ知事、少くも指定地書記官位にの進んで居
て當然であらう、こふゆう人物が内にあるに、
種々の口實を以て監獄に経験もない書記官や警
部長等を持たむにも及ぶまい

●幻夢

同上

監獄 界閣下を煩す事拾有餘年、直接間接の誘掖
其功長く没せず、而して今日空位ありと雖、閣
下を勞するに適せず、乞ふ一躍大勢力の位置を
得て、其經綸を實行し、斯社會を操縦せよ、至
囑、

養家

の斷絶に逢ひたる北海の監獄、籍を實家に
復するの當然、然し養家の養家、實家は實家、
自然其家風を異にす、況や實家の家風今や釐革
刷新の時機に會す、語を寄す北老先生、先づ緊
揮一番して可なり

監獄

學の需要俄然其數を増し、學會小僧爲めに
繁忙に腦むと云、而して其需要の方面の専ら、
書記官、警部長連中に多しと、是何たる現象ぞ、

りと聞きたるはきに、少し縁遠き國でのあるが態々
其山にまかり向つて買占めんと存じ、先づ來年四月
登山の時までに寒國の地理、人情を調べやと思ふ、
如何なる書物がよからんか寒國出生の人々によそな
がら問ひ申さんと歩行はきに、はや向ふに見ゆるの
寒國人の家そうなる、いざ問ふて見ん哉「モノモノ」さ
てもうるさや又椅子買が來おつたそうなの金言で
追かへしてくれ「ドーレ何用あつて來めさつた
哉」これの寒國の極頂へ登り二千五百圓の椅子を買
占めんとする者にて候ところ、來年四月の登山に先だ
ち寒國の地理、人情を調べんと其書物を聞かばやと
まかり出て候「モノ」一段の見込で「あれぞ寒國の
書物の半年や一年調べても能く解することの出來申
さんはきに、此寒國椅子の買占めつゝ思ひ止ま
りて、他國の椅子を買ひめされ哉、これのまた奇怪な
る申狀かな、世に一夜作りの體もあり、半年の内
にの必ず寒國の學者となりすなさんほきに、是非其
書物を教へ賜へ「モノ」さても執ねく云なるゝかな、假令
一夜學問をして登山をするも其椅子の手に入り申す
まじ哉、その何故でおじやる「モノ」されば寒國に入るに
易くして、得るに難しと云方言がござる、とく歸り

讀者宜しく判斷を下せ

醜狗 あり、屢々恩人を咬傷せしも、ソハ一時の
狂態として顧みず、況や前非を悔ひ、掉尾好餌
を得んとす、乃公須由も意に介せず、愚藉懇到、
惻情昔日に倍す、是〇〇君が某等に對する雅量
以て師表とすべし

警察 に其席を奪はれ、狹矮暗黒の内に寄食せし
監獄、俄に樓上舊席に復し、事務官假りに局長
席を占む、一見快哉に堪へず

●狂言百種

椅子買 (其一)

同上

是れに隠れもない椅子買でおじやる、三千圓の上等
椅子を買占めんと心をくだき、問屋、本店の番頭ど
のに多くの賄賂を遣ひ、ひたすら注文のしたれども、
未だ身どもにのお鉢が回り申さん、頃日も五六脚の
賣物が出たれどもすぐ進歩亭、政治樓杯の新店に賣
附けておしまいやつた、されば此度二千五百圓と
云一段安ひ品物を買んばやと思ふところ、近頃寒國
の極頂に當つて開店したる所に、望みの賣物あ

めされ相「おの小冠者め人の望みを妨げんとする
か、そと動くな、やるまいぞ」

寄書

●改正條約實施準備と各府縣典獄の責務

大坂 孤 岳 生

多年我國論の傾注せられたる現行條約改正の一大事業は前伊藤内閣
の時陸奥外務其衝に當り米獨露其他の各國と其談判を終へ交
換亦交換批准亦批准の聲吾人の耳染に達する毎に隨ふ我國人智發達
智識開明制度文物皆備はれたる結果白人種種々種々を劣等視
し彼等の權利を保持しめざるの舊觀一變して同三年の中に改正條約
實施の期運に至りたるは明に我國運進の一證國家の慶事として祝す
る處なり然り雖に運進の證國家の慶事として實施期の近づくと同時
に現行條約に由て規定せられたる居留地制を廢して雜居となり治外
法權は變じて彼等の權利となり其他日般の制度事物に就き未だ舊て
我國人の經驗せざる新奇なる論難實難を生ずるや豫測し可らざるな
り故に當局の視線已に之に集注するありて改正條約實施準備委員
なる者を撰擧して諸制度の上に異例の生ずるあらんを探究しつゝあり
而して今回東京に開かれたる典獄會議にも亦改正條約實施云々の議
案ありたるを知る而して如何なる卓論議政ありたるを聞かざれど
も死に角獄吏に於て首位を占めらるゝ典獄諸氏に在つては豫め今日
より改正條約實施の影響如何を探究し、は内閣に於ける改正條約實
施準備委員の材料に供へ一は以て其期に臨み諸諸遠邇外人の嗤笑を

細いさるの覺悟と共に各々職權の範圍内に於て可成的が準備せざる可らざるや言を俟ざるなり而して何時英米佛露獨其他の外人入監するあるも毫も差支を來し不自由を感じ且不満の謬誤を生ずるとなきを得るや之を現況に徴するに水に據て魚を求むるが如く到底得可らざるなり果して然ば監獄に於る改正條約實施準備として最先必要なる者は何ぞや曰く語學なり而て世界各國皆其固有の語學非ざるなし一言以て語學と雖も其何國語なるや恰も空中に樓閣を畫くが如く得て判別し難しと雖も東西西洋の大勢を觀察すれば許多なる語學中何國語尤數國に通用し且其範圍廣大なるや英佛獨露等の語學精其体を得たるものと雖も就中現時世界に於ける通用語と稱すべき者は英語を措て他に之に比すべきものあるを知らず故に先年日清戰爭の結果馬關にて講和條約談判の際の如き全權委員は英語を以て用語に定められたり其條約書の如きも亦一通は英文を以て作りたるを知るを以て見るも英語は已に世界語と稱すべき勢力に至れり然らば改正條約實施の曉には我監獄に在つても英語の必要を感ずるは今已に之を豫知するを得るなり而して實施期に至り容易に行利の目的を達し得るの方法は監獄長官に於て豫め今日之が方法を審めざる可らざるなり也此此目的を達し得んと欲するには在監人に直接する處の獄吏より英語を修練せしめ日用語等には差支へなからしめざる可らず改正條約實施の期近きにありと雖も未だ裕に二年の日月を餘しあるを以て英語を研究する如何困難なりと雖も日用語等の如きは已に英語研究會の設立しあるを知る 其外警視廳警察の如き又當地警察等に於ても此舉あるを見る全國三府四十三縣を有すると雖も兩三指を數ふるの價値なし是れ畢竟其局にあたる人大勢に迂闊なるに原因する處が將亦實施期に至つて毫も周章狼狽のこ

●外國語排斥論者に質す

高知 野本 夜耕

世に外國語研究の必要なしと云ふ論者あれ共吾輩わ外國語研究の必

要を思ふこと久矣夫れ外國語は孰れの語を研究するを可とするや須へからく研究せざるべからず英佛獨露西班牙支那朝鮮等各國の語に通せんことば到底望むべからざるもせめて一外國語位には通曉せざるべからず英云ひ佛云ひ孰れも必要の語なれども英語を研究せば足なりと信す何となれば英語は商用語として廣く世界に通ずるを以てなり今や内地雜居日盛に迫り之れが研究を爲さんと欲する如きは既に十萬五萬の誤りを免ぬかれずと雖も輕便なる會話篇を讀にし字引と組だの勇氣を以てせば六ヶ月乃至七ヶ月にして熟達し得るや必然なり論者あり通曉邊陲の獄舎にあつては是れが研究の必要を見ずと曷ぞ知らん彼等の眼中には唯一の黄金あるのみ故に利の爲めには鳥雀の駭る能はず猿猴の攀つる能はざる 斷崖絕壁の棲所と雖も彼等の足跡治ふして營々射利はれ事とするは彼等の殖民に於て既に見る所ならずや然らば如何に邊陲の獄舎と雖も彼等句禁の必要なしとせず若し夫れ句禁の曉には遇囚其宜しきを所希せずんばあるべからず何となれば同じく皇民の恩に浴したる者なれば皇民として懲罰感化歸善せしむるは勿論毫厘の犯行も 戒食に屏禁に暗室に留し改過歸善せしめざるべからず然りと雖も吾人の仁慈なる司獄官吏は諄々として其非行を戒め切實に誘導化育するは吾人か双肩に擔ふ所の職責なすんばあらず此の秋に及んで言語通せず只身休舉措幾多の形容を以てするも何の効果かあらんるが故に吾人へ會話より英文學の研究に進み新なる獄程の眞理を發見せんことを期せずんばあるべからずと信ず敢へて世の外國語排斥論者に質す爾云

●判任俸給令の改正を見る

在東京 洋々 散士

逕查看守の俸給令改正せられ最高給十五圓となりしに拘はらず監

獄書記看守長は尙最下給俸十二圓五しきに至ては十二圓未満の特別書記看守長あり斯の如きは到底上等司獄官吏と下等司獄官吏との區別を判然せしむる事能はず散士は特に監獄署の判任官及警部に限り最下給俸を二十圓とせられんことを冀望す然らざれば到底逕查看守と權衡を保つ事能はざればなり然るに本年六月二十二日勅令第二百二十三號を以て明治二十四年勅令第八十三號の判任俸給令第三條を改正せられたり同令第三條は判任官は毎級在職一年以上に至らざれば増給することを得ずとありしが之に一の例外を設けられたり即ち八級俸以下のものは此の限りにあらずと此の例外の規定は誠に至當の事と云はざるを得ず依て八級俸即ち二十圓に至る迄は在職年數の如何に拘はらず十二圓より十五圓と爲し間も無く二十圓に上級せしむる事を得る換言すれば一年に二回上級せしむる事を得ると云ふに歸着す然れども是れ只當局者の臆慮に一任したるものなるを以て當局者たるもの之を利用するを得ば將來監獄判任官に於て看守の俸給と權衡を得ざるが如き失体は其の跡を絶つに至らん只憾らくは十二圓未満の特別判任官は此の内に包含せず何となれば勅令第八十三號第一條に判任文官の月俸を分て十級とす云々とあり十二圓未満の判任官は特別判任官なるを以て尙五ヶ年を経過するにあらずれば十二圓を超過する事を得ず依て散士も望む此の現況に十二圓未満の看守と監獄書記は十二圓以上と爲すことを得る特令を設けられん事を然れども如何なる善法其律と雖も之を應用せざれば徒法死文に屬するのみ監獄當局者たるもの一考を煩はさん事を切に冀望するものなり

●司獄官吏目的を達せんと欲するには宜く 仁智勇恭忍の五物を力行すべし

大坂府堺市 古新山義一

人各目的異なりと雖も人情孰れ一職して其目的を成就せんと欲せざらんや然るに紛々擾々動もすれば相互の素望乖隔離し或は外物の妨るものありて意想外に出ると多し嗚呼日用常行の目的と雖も之れを達するも易々ならず況や司獄官吏監獄の目的を貫徹せんと欲するに於てや實に至難中の至難と謂べし茲に於て吾人考一考するに凡う事業の成敗は力行如何にありて何ぞ外物吾人の目的を妨げんと欲するも豈に能く之れを妨ぐるを得んや已れ力行の如何を顧みずして徒に慨嘆するは未だ充分人事の力行を盡さるに職由せずして何ぞや故に司獄官吏にして其目的を達せんと欲するには苟も空論に流れず又徒勢に汲々せず仁智勇恭忍の無形五物を宜く力行せば其目的を達すると庶幾らん

夫れ仁は至公至平則ち博愛なり人を感化改良せんと欲するに博愛の力に若くはなし苟も愛の力なく惡漢を改良せんと欲するに恰も木に縋り魚を求めんとするもの、如し木に縋り魚を求めんとするは魚を得ざるも後災なしと雖も博愛の力なく抑壓して人を改良せんと欲するが如きは必ず災あり豈に恐れざるべけんや又事の善惡利害を辨するものは智に若くはなし況や惡漢の性情を看破せんと欲するに於てや智の作用重大なりと云べし以上の如く智ありて善惡利害を辨するも勇以て取捨決行せざれば小事と雖も成就すると雖し況や監獄の目的を達せんとするに於てや夫れ勇は物慾の爲めに屬せず一朝事あれば危難を顧みず決然斷る冒して其事を處理、曾て躊躇せざるものにして凡う事業成敗の機を決するは勇なり然れども智勇並もすれば輕忽に陷すんば或は傲慢に流るゝ弊あり茲に於て一語に傲慢の對症藥となり忍は輕忽の對症藥となり人我に輕禮を加

るも我之れに對するに恭と忍とを以てし恭忍以て智勇發動の緩急を制し誠に恭忍の徳至れり云べし斯の如く吾人遇因上仁智勇恭忍の力行を司獄官吏に切望する所以のものは偶然にあらず苟も人に痛苦を感じしめ或は恐懼或は肉体上の抑壓を與へて心意を改良するの最上手段とせらるゝ人あるに於ては獨り感化改良の目的を達する能はざる而已ならず却て反動を生ぜんとを憂るが故拙文を顧みず此の愚案を起草す讀者幸に諒されんと

看守養成の急務

在金港 吉田徳太郎

監獄改善の策として監獄完美の遺囑看守養成の二者を必要とする事は舊く斯道先輩の主張する處にして曾て歐米を踏査し版朝せられたる先覺、河岳洋君の所論に依て見るも益々此兩者の完全周到を要するの理由を確むるに至れり而して監獄完美の策案たる我國戦後の財政上俄に起工し不能る事情あるを以て乍遺憾須らく其時機を待たざるべからず

夫れ如斯監獄完美の遺囑を以て斯道改良上急務中の急務に屬すると雖ども如何せん國財政の許さざるものあり須らく後日を期すべきものとすも一面看守養成の事に至ては苟くも忽諸に附せず斯意斯道(看守教養の事)に稟粹する處勿るべからず況ん哉時機將に看守待遇の極點に達せんとするの時に際會するに於てや彼の服制の改良や俸給令の改正等其實施に先だち宜しく看守に科學的素養を加ふ充分の關係を養ひ後日社會をして能く司獄官を以て歡迎せしむるの措置に出でずんば切角の服制改良も俸給令の改正も人物不適當の理由を以て遂に道徳的改正を見るの不幸に際會するに至るや亦圖るべからざるなり

要するに改良服着用の準備改正俸給令實施の用意として看守に充分の養成を加ふ其能力を養ひ司獄官としての伎倆は以て其美觀報酬に必適し社會をして看守の職務は昔時の牢番にあらず名譽ある國務官吏則ち刑罰執行に關する行政官吏たるの感を抱かしむるにあらずんば能く社會をして監獄改良に同情を表さしめ斯道改良の成功を期するが如きは到底絶望の事と謂はざるべからず吾人に偶々服制の改良俸給令の改正あるを見看守採用に重きを置くと同時に益看守に科學的素養を加ふるの必要を感じ此に看守養成の急務と題し聊か其所感を記して當局有司の猛省を請ふと云爾

未丁年囚の處遇に就て

在横濱 中村 秀雄

未丁年囚の戒護最も難し而して未丁年囚の丁年囚に比するに比較的犯則者の多きを見るは如何なる故か曰く彼等は注意反省に怠る者なればなり然らば當局者は常に戒嚴を保ち厳正なる規律の基に戒護掟束するに在なり

最止なる規律の基に戒護掟束する結果を見るに左の四點に歸着するものゝ如し

- 一 自省的改心 二 強制的改心 三 感化的改心 四 再犯心
- 今此等の關係を示せば圖の如し
- (一) 内 教誨 自省的改心 (二) 感化力 (司獄官之感化力) 感化的改心
- (三) 外 教令 強制的改心 (三) 再犯心 (無教育 反動的増惡 習慣犯 自暴 自棄 破廉耻)

改心に注意せざるが如し是今日監獄制度の欠點なりと謂ふに非ず執行官吏の責にありと謂ふの外なし抑も感化的改心とは外に嚴かなる威示を以てし内に親愛なる徳養を以てするにあるなり而して此感化的改心の効力如何其奇其妙なるは敢て喋々を待たず然ば則ち未丁年囚に對しては此法に據るに非ざれば到底改心の好結果を擧ぐる事不能なり

今感化的改心の原因となる可き重要な者左の如し

感化的改心

- 司獄官吏之感化力 (學識 訓練 呵責 威嚴 慎沈 德行 仁心 實行 必罰)
- 感 化 法 親族追念 接見法改良 尊族親思念 通信法改良

之を細論すれば一朝一夕以て筆紙に盡す可きに非ず就中最大効力を有する者は獨り司獄官吏の感化力なりとす彼の未丁年囚の如きは血氣の少壯にして多くは思慮に乏しく注意自省に怠る者なり然而善に感に易く惡に染み易き彼等の境遇を熟々察するに惡好の輩は常に誘惑するに貪利嗜慾を以てす之に應答するに一刀兩斷否の一字を以てするが否々然らず容易く諾答する時は悲其慘嘆の苦界に溺没する者なり依之觀之ば未丁年囚を戒護掟束するは最大重任にして決して等閑に輕視する者に非ず常に戒護の本分を全ふせんと欲すれば須らく戒嚴を保ち厳正なる規律の基に拘束し實罰嚴正叱咤督勵以て感化的改心の旨志を徹底する事に勉めざる可からず余淺學寡聞未だ治獄の何物たるを知らずと雖項者聊か感する所あり斯論を草す云爾

● 良民作業と囚人作業 岡山縣監獄署 藤井 糾

夫れ作業に就身的精神なくんば細密精良の製品とはならじ其献身的さは第一に自由でふ精神の伸大に在り尋て欲望あり娛樂あり之れ則ち自由な爲さなし娛樂を根となす所以なり而して其民常に語て曰く作業は寒氣に精勵を欲して暑氣に怠懈を生ずと願て四人作業は如何寒氣に畏縮して暑氣に滯溺勵精し其反對の地位に存在するを見る要は四人作業寒暑の良否を甄別するの實に供す左表如此

一等	二等	三等	四等	五等	等外
三	七	一〇	九	三六	三五
科了者	科程外者	科了程不者			
四〇	六	五四			
極寒百人對照表	但シ百日以上ノ者				
一等	二等	三等	四等	五等	等外
一四	一五	二七	一七	一五	一二
科了者	科程外者	科了程不者			
六〇	三〇	一〇			
極暑百人對照表	但シ百日以上ノ者				

俟之觀之其實最も然あるべし何となれば朔風凄々乎として肌を刺す候は自休自然に凍風して身動益々起し口唇爲めに綠色と變化し而して一部分に使用する 双類を磨かんとするに泉水は堅氷と化し若し左なくとも砥及其間に粉氷を摺出すは往々にして手足の痛苦尙ほ想像以外に送出する類なり
次に暑氣は如何右の如く氣候の痛苦はあらず兎角四人は暑氣に堪へ得べきもの十中の八九は念せす却て之を思望するものなれば役事上に細未だも支支支支あらざるより勢ひ科程を終了するものなればなり實に之を思ひ之を案する毎に其作業上差違を生る又以なしとせ

す眞個に監獄は社會の別天地なりとは其民作業上比較したるの言乎當局者一顧を乞ふ
● 勘査期に就き
空知監獄生
四人勘査期を計算するに當り本年勅令第七號により減刑せられたる懲役終身無期徒刑囚の如き當時已に十餘年若くは二十年を経過し尙ほ且つ餘刑重禁錮以上の刑を有するものなり今之を新勘査規程により計算するに各囚現在監日數に餘刑を通算したる年月を分割して勘査期を定むるは適切に似たれども斯の如くするときは同利囚にして勘査期區々に涉り公平を失するを以て既往在監年月の長短に拘はらず減刑せられたる現刑を通算して得たる期間を以て勘査期に算定し若し失れ現實の在監十五年以上に及ぶもの、如きは其超過歲月を當令第五號第一條四項を適用し餘期とするを穩當とす斯道の先覺高教を寄むなくんば幸甚

● 訊問所に於ける在監人の別離法

在監人を取調又は示達するに當り必要ある場合には數人を同一訊問所に入るゝこと固より差支無之候へ共必要なき場合には猶二人以上を同一訊問所に入るゝが如きは假令如何に雜居制を稱用せらるゝ、監獄署にてもこれだけは是非によされなきものに御座候全國百數十の大小監獄署の中には小子の希望の如く現に實行しつゝある處も可之有候へ共小子が曾て實地見聞したるもの、中には絶へて無之候何れの監獄署に於ても二人以上の新入者あるときは之を同時に訊問所に入れ取調るを常とするが故に相互に姓名、族籍、身分、事件、前科の有無、父母兄弟妻子の氏名存亡、特徴等あらゆる一身上の關係

四 何故に在監人を年齢、犯數、犯罪等に依り別離せしむる

● 埼玉縣監獄署を觀る

在東京 洋々 散士

散士は今を去る事六年前埼玉縣浦和町に寓居せし事あり故に同地には散士が舊友亦多あり即ち一日の閑を得て同地の舊友を訪ひ併て同地の監獄署を參觀せん欲し九月五日早朝に東京を發せん事を期せしに計らざりき前夜より大雨盆を覆へすが如く翌日に至るも尙止まず依て一旦中止せし處午後に至り俄に快晴に趣きしを以て更に旅裝を爲し午後二時東京上野停車場を發し浦和に趣く浦和は東京を去る事僅に五里餘故に一時間にして達す依て處々の舊友を訪ふ然るに再び細雨霏々殆ど身を措くに窮せり即ち翌日の快晴を期して監獄を一覽せんせしに翌日に至るも細雨尙止まず是に於て斷然意を決し九月六日午前十時頃監獄署に附に至る同受附所に硝子障子二枚あり處々硝子の紛碎せる硝子紙の破れ居るを見る是等は外見上見苦るしきのみならず亦監獄紀律にも關するものならん些々たる事に注意するは獄事改良上必要の事なり既に散士は刺を辻一路氏に通ず氏は散士が舊友にして嘗て文官普通試験に合格し今や同署の監獄書記を奉職し居れり即ち氏の紹介を得て松隈第一課長及第二課長心得田代貞岡氏に面會す暫く氏と獄事上の談話を爲し看守長山田知善氏の導にて監房及び工場を一覽せり監房は十字形の二階建にして其の構造殆ど東京鍛冶橋監獄署と同一なり只遺憾なるは監房の光澤なき事と監房内一種の臭氣ある事と鍛冶橋監獄署に一步を譲るもの、如し而して監内の空地は盡く泥土にして靴にて歩行する事は其の堪ゆる處にあらず爰に於て歎僅に工場より工場に至るの間は

急的に尺餘の板を敷き道を通す此等固より經濟の範圍に關するを以て俄に空地に砂礫敷設する能はずと雖も當局者の留意に依り成土を久しきに期せば亦出來得可からざるにあらす散土之を知る同地を去る殆ど二里にして月田村あり同村は荒川に接し砂礫多し今四人五六名を日々一回宛使役して砂礫を運搬する事とせば數年の後に成土を期し監内又一層の美觀を添へん現に散土が目撃せし同地縣廳門前の如き一面に砂礫を敷設し雨中と雖も長短靴を以て不潔ならしむるの恐れなきが如し殊に監獄は靴の儘にて工場等に入出入するを以て一層是等に注意せざる可からず監内亦處々に木葉の散亂せるものあり蓋し數日來の大雨にて洒掃の行き届かざりしならん數各工坪巡視の際擔當看守或は人員及び異狀を報告し報告せざるあり是等は些々たる事なれども固く監獄は紀律の府なるを以て凡て一定に出られん事散土の冀望する處なり既にして炊事場を漏回せしに同場に於ては一種云ふ可からざる臭氣紛々たり散土は僅に嘔吐を免たり蓋し同場の墨水汚濁の爲め流出殘飯等の腐敗し居るにあらざる歟是等は其の穢穢にあるものは臭氣を感ぜざるなる可し鮑魚の店に居るものは其の臭氣を知らず芝蘭の室にあるものは香氣の馥郁たるを知らざると一般ならん然れども散土が如き局外者には一層の臭氣を感ず暫くにして病監に至る患者二十六名あり此の日在監囚徒の總計は八百一人なりと聞く亦嚴治橋監獄に比し病者の多き一步を譲るなる可し同病監は炊事場に接近し居るを以て煤煙等の監房附近に飛散し居るを見る是れ亦衛生上留意すべきの點なりとす同獄作業の重要なものは機上にして其の他事業糊工、木工、竹工、春搗等あるのみにして機工は全監作業の七分を占むるものゝ如し散土は同獄に於ける衛生は充分至れり盡せりとの賛辭を呈する事能はざるが如く感じたるを

以て二十五年以來前半年に於ける死亡者表を一覽せしに左の如し
(自一月至六月)
二十五 四十一人 二十六 四十四人
二十七 三十四人 二十八 八十五人
二十九 百廿四人 三十 七十四人
右在監人千人に對する割合を算出するときは
二十五 十一人 二十六 十一人
二十七 八人 二十八 二十二
二十九 三十七人 三十 三十人
右の表を一覽するときは年々死亡者多からしむるの現象あり二十五年の半期は在監人千人に對し死亡者十一名なりしも二十九年三十年に至ては三十人を超過せり嗚呼監獄醫術退歩したる歟衛生亦盡さる處ある歟是等は監獄醫の尤も留意研究せざる可からざる處なりとす聞く歐洲監獄に於ては現今在監囚千人に對し二十人の死者あり然れども尙之を社會に於ける事業中最も危險多き彼の炭礦夫の生命に比せば在監人此の倍數の死亡に該るを以て之が救済の方法を速に講ぜざる可からず云へりと聞く然らば千人に對し三十餘人の死亡者亦少しと云ふ可からざるなり之に反し同獄の病者は年々減少の傾きあるが如く見ゆると雖も從前投藥せしものは盡く病者表中に加へしも現今は入病監者のみを以て病者表に加ふる事に改めたりと云ふ
以上は散土が只外見衛生上に就てのみ論述したる處なり然れども其の行刑の旨義目的從前より進歩し居るや否やは左の諸表を見るに非れば俄に斷言する事能はざるなり
第一、看守の交迭從前に比し頻繁ならざるや否や從前より頻繁なら

すこせば典獄課長の統御宜しきを得たるものなればなり
第二、假出獄者從前より多きや否や及特別監視違犯者の多少、假出獄者多きときは行刑の目的を達し改悛者多しと云ふ事を得るなり特別監視違犯者の多きハ當局者の不明を顯はす者なればなり
第三、當監獄に入監したるもの再犯者として更に入監したる者從前より少きや否や從前より少しとせば是亦行刑宜敷と得る云はざる可からず
右の諸表を見る事を得ば其の行刑の目的を達し居るや否やは一目瞭然ならん今同獄一覽の上にて尤も散土が感服したるは拘置監の構造なり同構造は盡く獨居制にして最新の建築に係るもの故一朝非常の際は一器械の作用に依て同時に被告人を出房せしむる事を得而して同構造は空氣の流通非常に宜きを得現今被告人四十餘人中一人の病者無き亦以て之を推知するに足る既に典獄神代澤身氏に面會せんことを通ぜしに偶動査會ありとの理由にて面會するを得ざりき、爲めに同典獄が獄事に關する意見を聞く能はざりしは散土の尤も遺憾とする處なり散土は終に望て一事の冀望あり他にあらす同獄周圍は黒の板壁に過ぎず是等は在監人をして逃走の念慮を絶たしむる爲め一日も早く煉瓦壁に改造せられん事及工場を板壁にせられん事是なり蓋し工場の板壁と否とは衛生上關係する處至大なればなりと云ふ

番視し重きを監獄に置かず隨て在監人杯が時々御互に向ふて降らぬ馬鹿理屈を吹き掛けるので御座ります左れば御互に單に牢番的職を奉すれば宜しいです私に夫れは大變な間違ひだと思ひます今先輩諸先生が讀々乎として改其を唱へらるゝ點より推考しましても往昔の獄と今日の獄とは全く異なりて居る往昔の獄は復讐的に彼等を苦めたが今日では左様でない監獄は全く精神を矯正する即ち不其の民の靈性を善良に治する病院であつて亦道德を教ゆる學校であります故に御互は其の教師なり醫師なりであるから彼等を治療するの道彼等を導くの方法を講ぜねばならぬと思ひます果して然らば如何にせば宜敷か此大に考へねばなりません
凡そ人を導く云ふには已れ必す其の道を歩まねばならぬ他人に向つて何々をなす可らずと云ひながら己れは之れを爲すと云ふ様な不始末などがありまますならば彼はどうして之に従ひましよう假令父が其兒に酒を飲むなと云付けながら父自身兒の前で酒を飲みますなら其の兒は如何に感じますかを考へねばなりませぬ彼れ在監人は奸智に才けて居る者が澤山ありますから御互が如何程奮發しても躬行自踐と云ふとびがないなら彼等を善良の民と化せしむるとは出来ません御互が職に奉ずるは皮肉的に云露はせば生計上幾分關係がありまますなれども實は天より命ぜられたる大任であつて決して輕々しく其職を執る筈のものではない父兄が血の滯を流して強意見を加ふるも容易に治するとの出来ない人間を眞心より悔悟せしめ常職を執らしめ人倫を踐ましめよう云ふので御座いますから随分骨の折れる仕事です夫れ故に御互は社會に貢ふ所重巨大にして只其日を送ればよい在監人を逃がされば宜い犯行を見付けて相當處分を仰げばよいと云ふ様な譯けのものであるまいと思ひます然れば則ち御互は其

●看守諸君に一言を呈す

在松山 海南 狂史
私が今更諸君に向ふて陳べるの要はなきの如くありますけれども私が觀る所によれば御互は看守たるものは俸給を得るが爲めに義理上職を奉るま云ふ様な方が澤山に見受くるうて世人が御互を牢

監獄雜誌 第8卷 第9号

の職務に勉勵して彼等の職責の尊きを知らしめ何事も天の命を確信して獄の内外に在りても其の職務の事を忘れず道徳人倫を實踐して彼等々導く云ふことが御互ひ今日の任と思ひます如斯にして罪囚を改其せれば皮相的則ち外形上の改其が如何程進めばとて文明の華として安んずることは出来なからうと思考します甚だ失禮なとを申上しましたが諸君の御考へは如何でありますか

勅令第二百二十三號の解

進正

本年六月勅令第二百二十三號を以て判任官俸給令第三條に左の通追加せらる

但八級俸以下の者は此限にあらずと而して其本文を案するに

判任官は毎級在職一年以上に至らざれば増給することを得ずとあり即ち此度の勅令は八級俸迄の級にあるものは在職一年以上に至らざるも増給することを得云ふ特別令なり抑も(以上)とにより上(以下)とにより下と云ふ義なり故に此意義を以て該勅令を同意味に反譯せば

七級俸以上は毎級在職一年以上にあらずれば増給することを得ず更に之を解説せば

以上一年に至らざれば昇給することを得方

以下八級俸以下は毎級在職一年以上に昇給することを得る方

となる是誠に觀易きの理なり

然るに茲に案外にも論者あり曰く「八級俸以下此限にあらず」とは無論八級俸になる迄の意にして之を同意味に反譯せば

八級俸以上は一ヶ年を経過するにあらずれば増給することを得ずと云ふに同じく嗚呼誤解す亦甚しい設蓋し論者は(以下)を解してよりのより下(以上)を解してよりのより上と誤解したるものなればなり諸君疑ふあらば左に就て視よ

以上一年以上に至らざれば昇給することを得る方

以下八級俸以下は毎級在職一年以上に昇給することを得る方

以下一年以内に昇給することを得る方

夫此の如し若し論者に從んには八級俸其ものは俸給令以外に超然たらざるを得不得の奇觀を呈するに至るべし豈に一笑に付せざるを得んや生は固より斯ることを物珍しげに殊に攻撃的に云々するを欲するものにあらずと雖奈何せん多くの人は之を誤解しつゝあるを爲に唯に折角の勅令の効果を圓満ならしむること不能のみならず現に其地位にあるの士に於て其間自然不幸な蒙るものなきを保し難し之敢て卑見を吐露する所以なり希くは僚友諸君無用の言なりとして替むるなくんは幸甚々々

